

3.2.4 社会資本整備等

(1) 交通

1) 道路・鉄道等の交通網

計画地周辺の交通網の状況は、図3.2.4-1に示すとおりである。

計画地周辺の道路は、東北自動車道が南北に走っており、泉ICが計画地東側約2km、泉スマートICが南側約3kmの距離に存在する。その他、東側に一般国道4号（都市計画道路国道幹線）、西側に県道大衡仙台線（都市計画道路北四番丁大衡線）、南側に県道泉ヶ丘熊ヶ根線（都市計画道路宮沢根白石線）が通っている。

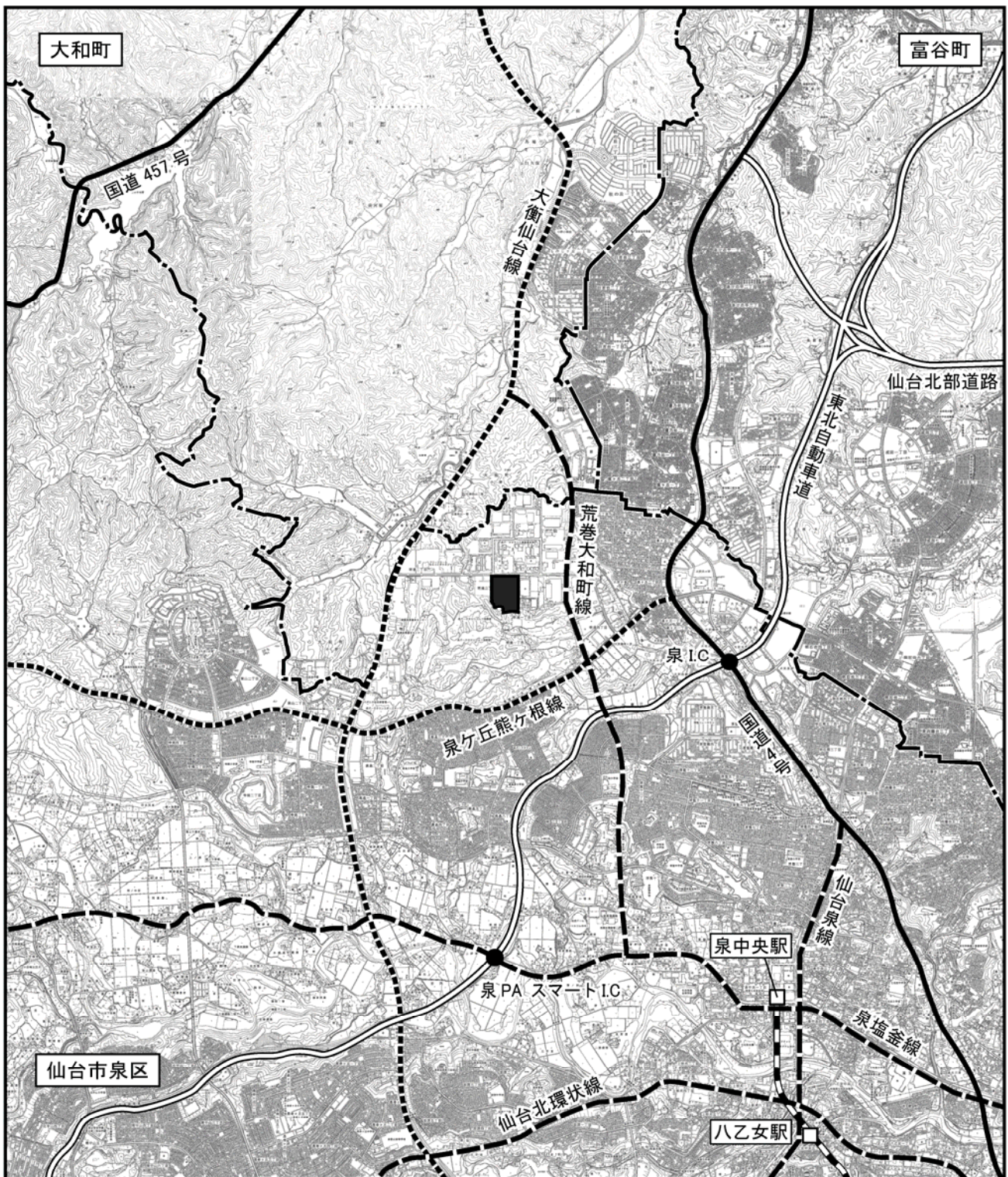
都市計画道路としては、表3.2.4-1及び図3.2.4-2に示す路線が計画されている。

表3.2.4-1 調査範囲内（仙台市）の都市計画道路

街路番号	名称	計画決定の内容			
		起点	終点	幅員(車線数)	延長
3・1・81	国道幹線	宮城野区鶴ヶ谷字大谷	泉区市名坂字新門前	25m	4,630m
3・3・5	北四番丁大衡線	青葉区水の森三丁目	泉区高森二丁目	40m (6)	5,600m
		泉区高森二丁目	泉区明通二丁目	25m (4)	1,760m
3・3・16	宮沢根白石線	若林区舟丁	泉区松森字浦田	36m (6)	7,460m
		泉区松森字浦田	泉区松陵四丁目	25m (4)	3,250m
		泉区大沢二丁目	泉区根白石字針生山	25m (4)	5,610m
		泉区根白石字針生山	泉区根白石字青笹山	27m (4)	1,330m
3・3・28	元寺小路七北田線	青葉区堤町三丁目	泉区将監二丁目	25m	5,220m
		泉区将監二丁目	泉区将監四丁目	25m	840m
3・3・35	岩切野村線	宮城野区岩切洞ノ口	泉区野村字新八木沢	22m (4)	10,180m
3・3・151	国道幹線	泉区市名坂字新門前	泉区七北田字大沢台	25m	4,020m
3・3・152	八乙女折立線	泉区松森字前田	太白区茂庭字折立北	22m	12,310m
3・4・58	北山実沢線	青葉区北山一丁目	泉区実沢字広畑	16m (2)	7,540m
3・4・59	荒巻根白石線	青葉区滝道	泉区寺岡四丁目	18m (2)	6,670m
3・4・60	荒巻大和町線	青葉区東勝山二丁目	泉区明通三丁目	18m (2)	7,220m
		泉区泉中央一丁目	泉区泉中央一丁目	20m (4)	310m
		泉区桂一丁目	泉区桂一丁目	16m (2)	1,750m
3・4・153	七北田実沢線	泉区桂一丁目	泉区根白石字姥懐前	18m (2)	5,800m
		泉区七北田字沢	泉区七北田字西裏	16m	620m
3・4・154	泉中央北線	泉区七北田字沢	泉区七北田字西裏	16m	620m
3・4・155	七北田西線	泉区七北田字前沖	泉区将監一丁目	16m	680m
3・5・158	山の寺線	泉区市名坂字寺島居坂	泉区市名坂字天神沢	12m	1,570m
8・4・7	南北大通り線	泉区七北田字二本柳	泉区七北田字三本松	20m	330m
8・6・6	東通り線	泉区泉中央一丁目	泉区泉中央四丁目	14m	120m
		泉区泉中央四丁目	泉区泉中央四丁目	9m	440m

注)平成26年4月現在

出典:「仙台市都市計画道路整備状況図」(仙台市建設局道路部道路計画課)



凡 例


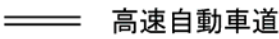

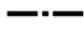
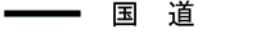

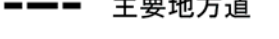
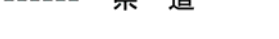
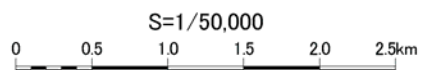
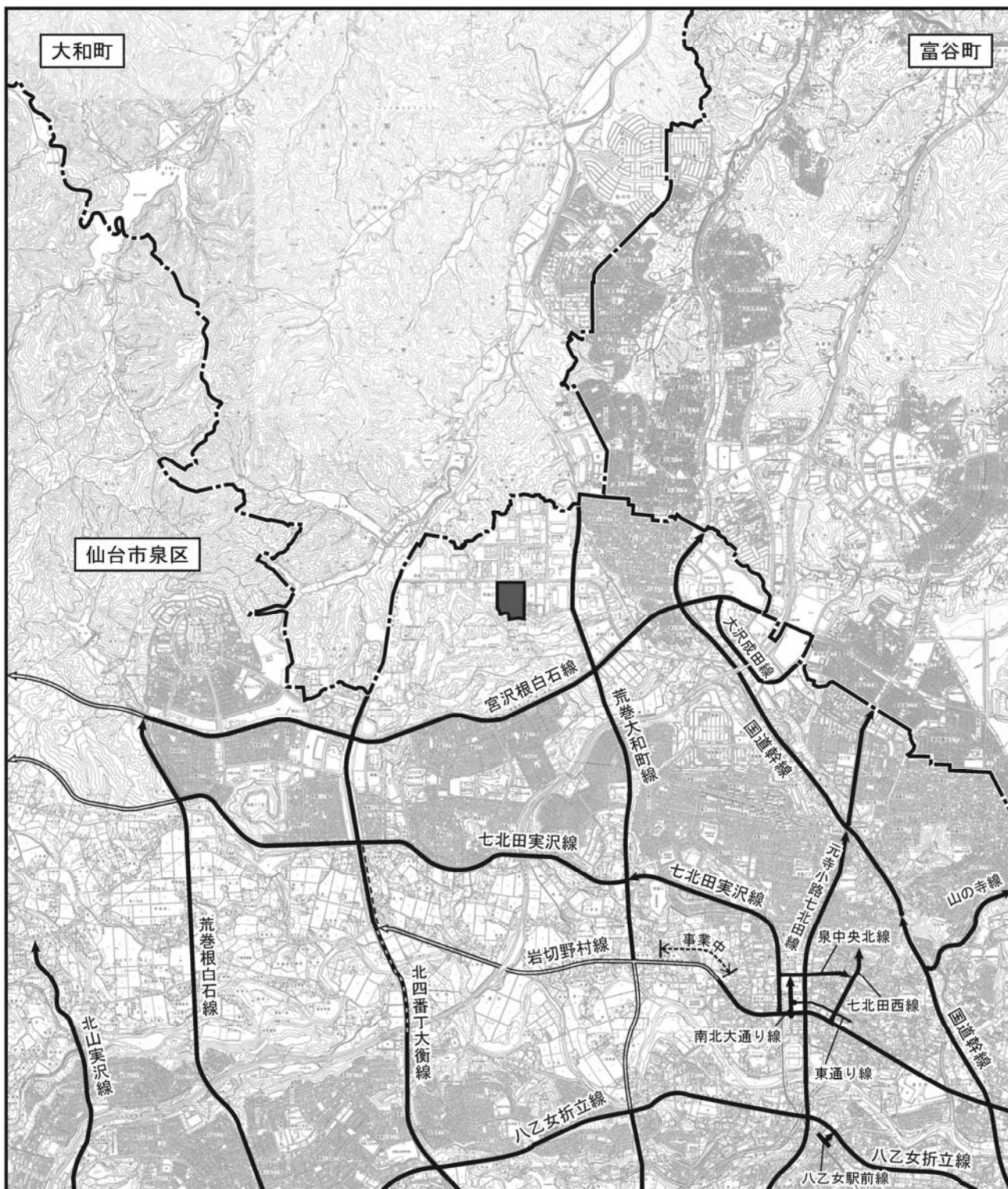








- | | | | | | |
|---|-----|---|--------|---|--------------|
|  | 計画地 |  | 高速自動車道 |  | 鉄道(仙台地下鉄南北線) |
|  | 市町界 |  | 国 道 |  | インターチェンジ |
| | |  | 主要地方道 | | |
| | |  | 県 道 | | |

図3.2.4-1 交通網図



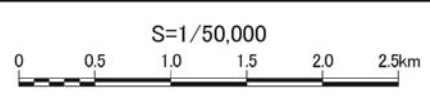


凡例

- | | | | |
|---|-----|---|-----------|
|  | 計画地 |  | 整備済 |
|  | 市町界 |  | 整備済(暫定供用) |
|  | |  | 概成済 |
|  | |  | 計画 |

出典:「仙台市都市計画道路整備状況図 平成26年4月」(仙台市)

図3.2.4-2 都市計画道路図



2) 交通量

ア. 鉄道

調査範囲においては、仙台市営地下鉄南北線が通っており、泉中央駅及び八乙女駅が存在する（図3.2.4-1参照）。各駅における乗車人数は、表3.2.4-2及び図3.2.4-3に示すとおり、平成19年度から平成23年度まで利用者が減少していたが、平成24年度以降増加している。

表3.2.4-2 泉中央駅・八乙女駅の乗車人数の推移

路線	駅	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市営地下鉄南北線	泉中央駅	人/年	8,606,929	8,560,490	8,416,646	8,035,910	7,681,456	8,759,309	9,004,125
	八乙女駅		3,065,919	2,975,520	2,772,080	2,641,392	2,415,164	2,779,940	2,859,219

注)市営地下鉄は年間乗車人員を示している。
出典:「仙台市統計書(平成26年版)」(仙台市)

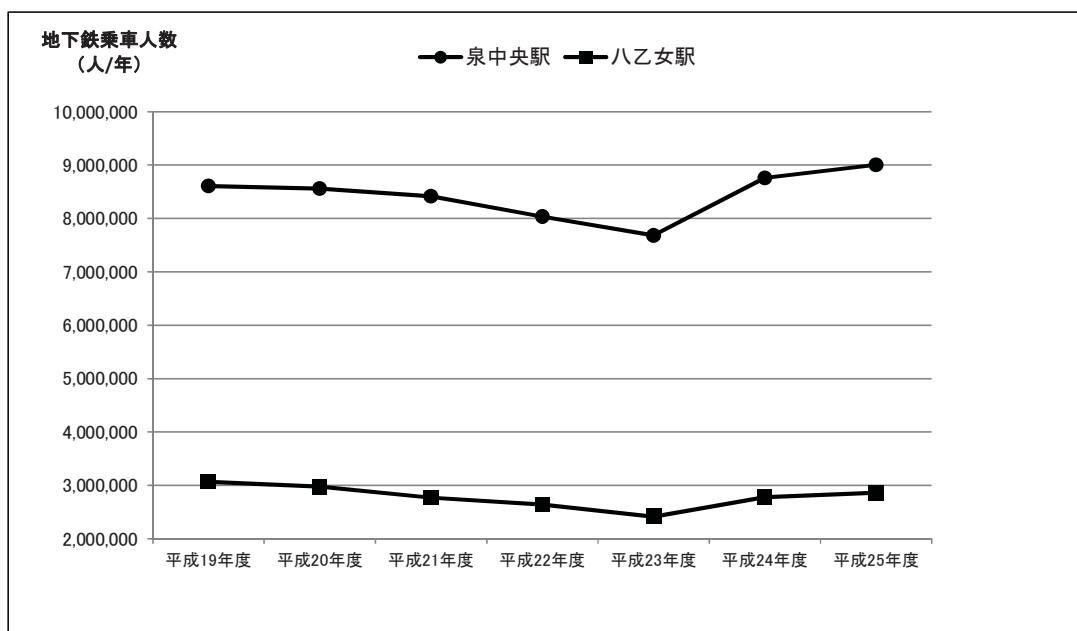


図3.2.4-3 泉中央駅・八乙女駅の乗車人数の推移

出典:「仙台市統計書(平成26年版)」(仙台市)

イ. 道路

計画地付近の自動車交通量の調査地点は図3.2.4-4に、平成25年の交通量調査結果は表3.2.4-3に示すとおりである。

計画地に近い泉ヶ丘交差点(泉-14地点)の交通量は、平日12時間交通量で約49,000台、泉パークタウン中央交差点(泉-27地点)の交通量は約35,300台、工業団地入口交差点(泉-28地点)の交通量は、約26,500台となっている。

平成20年の交通量に対して、平成25年の交通量は、泉パークタウン入口(泉-4地点)、長命ヶ丘東(泉-5地点)、桂一丁目(泉-8地点)で10%を超える増加率であった。

表3.2.4-3 自動車交通量調査結果(平成25年、平日)

区	交差点 番号	交差点名称	12時間交通量(台)						大型 車 混 入 率 (%)	平成20年 度自動車 類交通量 注) (台)	自動車類 交通量 増加率 注) (%)
			二 輪 車	小 型 貨 物 車	乗 用 車	大 型 貨 物 車	バ ス	自 動 車 類 計			
泉 区	泉-3	寺岡一丁目	929	3,244	28,067	1,280	552	33,143	5.5	32,825	1.0
	泉-4	泉パークタウン入口	942	2,960	29,001	1,961	565	34,487	7.3	30,755	12.1
	泉-5	長命ヶ丘東	1,505	6,021	41,672	2,152	671	50,516	5.6	42,810	18.0
	泉-6	野村小学校前	374	1,601	13,374	708	239	15,922	5.9	16,092	-1.1
	泉-7	加茂一丁目	558	3,005	23,217	1,635	330	28,187	7.0	27,145	3.8
	泉-8	桂一丁目	571	1,758	17,986	636	534	20,914	5.6	17,529	19.3
	泉-9	野村	362	2,191	13,845	827	594	17,457	8.1	16,268	7.3
	泉-10	泉中央駅前	641	2,474	17,364	776	718	21,332	7.0	21,598	-1.2
	泉-11	泉中央	1,564	5,074	38,089	1,521	1,352	46,036	6.2	47,103	-2.3
	泉-12	八乙女	1,658	6,261	39,502	2,230	830	48,823	6.3	49,163	-0.7
	泉-13	市名坂	828	2,843	23,310	1,008	571	27,732	5.7	27,776	-0.2
	泉-14	泉ヶ丘	668	5,359	38,020	5,187	503	49,069	11.6	51,332	-4.4
	泉-15	将監	1,139	7,125	41,856	4,761	749	54,491	10.1	58,436	-6.8
	泉-16	鳥井原	1,446	6,307	27,667	4,538	313	38,825	12.5	42,625	-8.9
	泉-17	運転免許センター入口	1,309	8,762	41,713	5,447	271	56,193	10.2	56,555	-0.6
	泉-21	イズミティ21前	598	1,217	16,266	324	609	18,416	5.1	-	-
	泉-22	泉中央公園前	504	1,321	14,637	323	506	16,787	4.9	-	-
	泉-23	将監トンネル南	987	2,706	27,726	881	590	31,903	4.6	-	-
	泉-24	泉区役所前	1,186	2,758	30,641	1,158	782	35,339	5.5	-	-
	泉-25	泉中央四丁目	548	2,525	17,202	936	453	21,116	6.6	-	-
	泉-26	泉中央一丁目	562	2,457	15,843	635	530	19,465	6.0	-	-
	泉-27	泉パークタウン中央	818	3,428	29,150	2,178	578	35,334	7.8	-	-
	泉-28	工業団地入口	444	1,859	22,124	1,979	569	26,531	9.6	-	-

注) 泉-21～泉-28交差点は、平成20年に調査は実施されていない。

平日12時間交通量

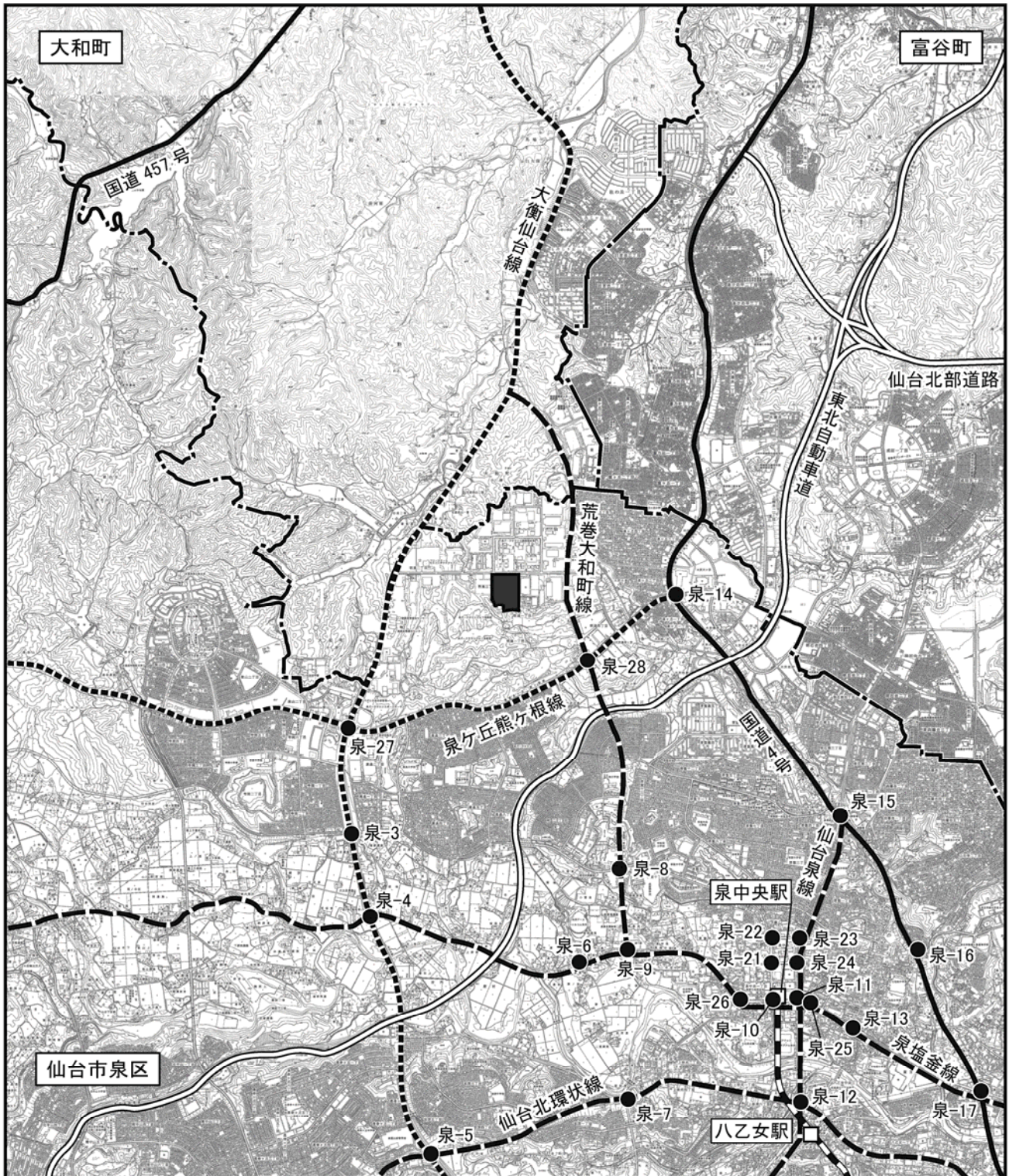
注) 増加率(%)=(平成25年の交通量-平成20年の交通量)÷平成25年の交通量×100

出典:「交差点交通量調査(平成25年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)

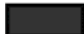







http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/data/1212488_1601.html

「交差点交通量調査(平成20年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)

<http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/data/0460.html>

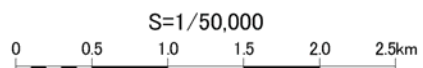


凡例

- | | | | | | |
|---|-----|---|--------|---|------------------|
|  | 計画地 |  | 高速自動車道 |  | 鉄道(仙台地下鉄南北線) |
|  | 市町界 |  | 国道 |  | 交差点交通量調査地点(23ヶ所) |
| | |  | 主要地方道 | | |
| | |  | 県道 | | |

※図中の番号は、表3.2.4-3の交差点番号に該当する。
 出典:「仙台市 交差点交通量調査(平成25年度)」
 (仙台市 都市整備局 交通政策課)

図3.2.4-4 交通量調査地点



(2) 上水道・下水道等

1) 上水道

仙台市、大和町及び富谷町の水道施設状況は、表3.2.4-4に示すとおりである。また、水道普及状況の推移は、表3.2.4-5及び図3.2.4-5(1)～(3)に示すとおりである。

仙台市、大和町及び富谷町では、給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成25年度の水道普及率は、仙台市で99.7%、大和町で95.1%、富谷町で99.8%である。平成21～25年度の過去5カ年の推移をみると、給水人口は各市町とも増加傾向にあり、普及率は大和町で増加、仙台市及び富谷町ではほぼ横ばいに推移している。

仙台市の上水道の配水区域を図3.2.4-6、配水系統図を図3.2.4-7に示す。計画地は、主に宮床ダム及び七北田ダムを取水原とする福岡浄水場からの配水区域に位置している。

表3.2.4-4 仙台市・大和町・富谷町の水道施設状況(平成25年度)

市町	項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)	
仙台市	上水道	①	1	1,033,000	1,041,836
	簡易水道	②	0	0	0
	専用水道(自己水源のみ)	③	19	5,576	1,067
	専用水道(上記以外)	④	41	13,246	5,569
	合計	-	61	1,038,576	1,042,903
	行政区画内総人口(人)	-		1,046,192	
	普及率(%)	⑤		99.7	
大和町	上水道	①	1	28,520	25,943
	簡易水道	②	0	0	0
	専用水道(自己水源のみ)	③	0	0	0
	専用水道(上記以外)	④	1	0	0
	合計	-	2	28,520	25,943
	行政区画内総人口(人)	-		27,273	
	普及率(%)	⑤		95.1	
富谷町	上水道	①	2(1)	49,910	51,227
	簡易水道	②	0	0	0
	専用水道(自己水源のみ)	③	0	0	0
	専用水道(上記以外)	④	0	0	0
	合計	-	2(1)	49,910	51,227
	行政区画内総人口(人)	-		51,313	
	普及率(%)	⑤		99.8	

備考 ()内は広域水道及び隣接市町村の行政区域外給水を受けている地域数

“箇所数”合計=①+②+③+④

“計画給水人口又は確認時給水人口”合計=①+②+③

“給水人口”合計=①+②+③

⑤(普及率)=(給水人口合計)÷(行政区画内総人口)

出典:「平成25年度 宮城県の水道」(平成27年3月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/297020.pdf>

表3.2.4-5 仙台市・大和町・富谷町の水道普及状況の推移

市町	年次	各年度末		
		行政人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
仙台市	平成21年度	1,020,319	1,014,566	99.4
	平成22年度	1,021,636	1,016,996	99.5
	平成23年度	1,029,407	1,025,596	99.6
	平成24年度	1,038,522	1,035,032	99.7
	平成25年度	1,046,192	1,042,903	99.7
大和町	平成21年度	24,946	23,298	93.4
	平成22年度	25,540	23,939	93.7
	平成23年度	26,272	24,773	94.3
	平成24年度	26,657	25,241	94.7
	平成25年度	27,273	25,943	95.1
富谷町	平成21年度	47,329	47,243	99.8
	平成22年度	48,218	48,125	99.8
	平成23年度	49,316	49,221	99.8
	平成24年度	50,197	50,110	99.8
	平成25年度	51,313	51,227	99.8

注) 普及率は給水人口/行政区域内総人口×100

出典: 「平成24～26年度版宮城県統計年鑑」(宮城県)

「平成25年度 宮城県の水道」(平成27年3月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/297020.pdf>

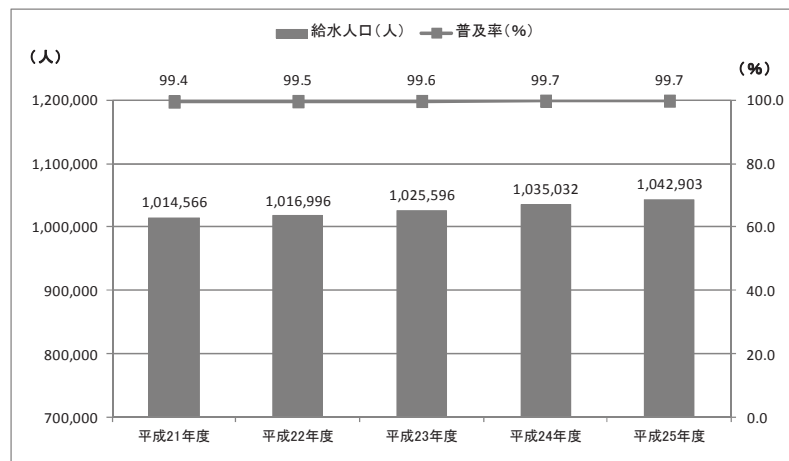


図3.2.4-5(1) 仙台市の水道普及状況の推移

出典: 「平成24～26年度版宮城県統計年鑑」(宮城県)

「平成25年度 宮城県の水道」(平成27年3月 宮城県)

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/297020.pdf>

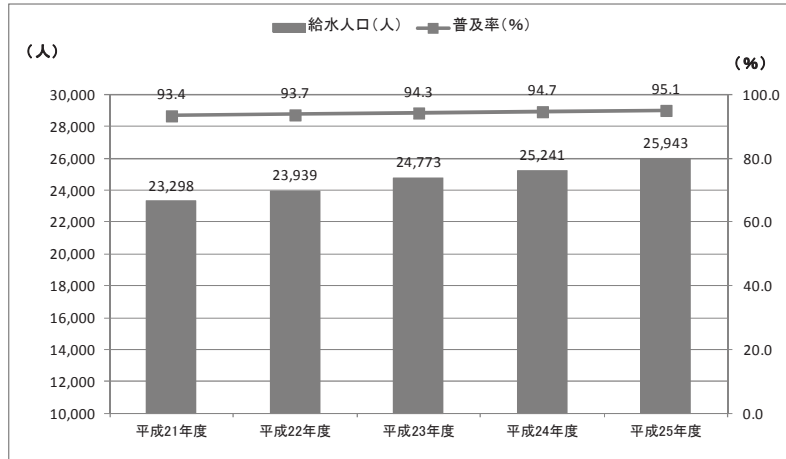


図3.2.4-5(2) 大和町の水道普及状況の推移

出典：「平成24～26年度版宮城県統計年鑑」(宮城県)
「平成25年度 宮城県の水道」(平成27年3月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/297020.pdf>

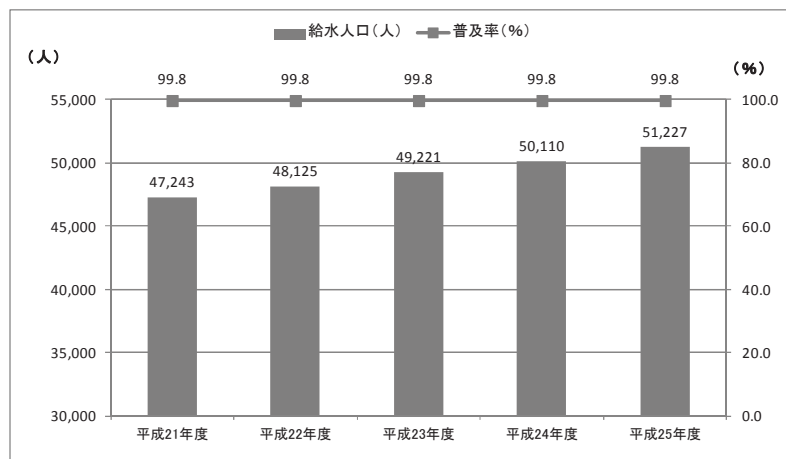


図3.2.4-5(3) 富谷町の水道普及状況の推移

出典：「平成24～26年度版宮城県統計年鑑」(宮城県)
「平成25年度 宮城県の水道」(平成27年3月 宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/297020.pdf>

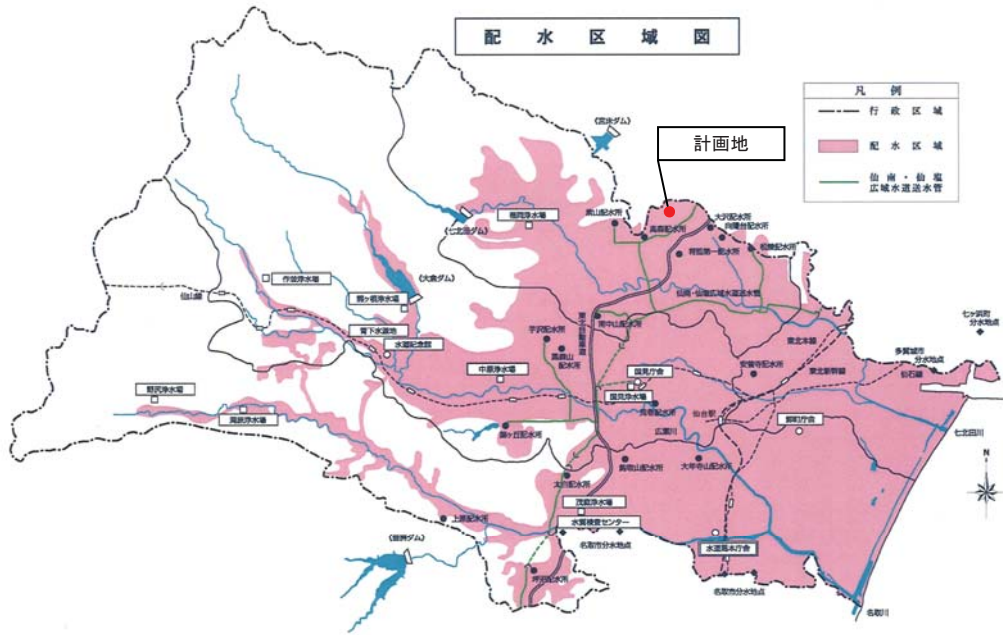


図3.2.4-6 配水区域図

出典：「平成25年度水道事業統計年報」（平成26年3月仙台市水道局）

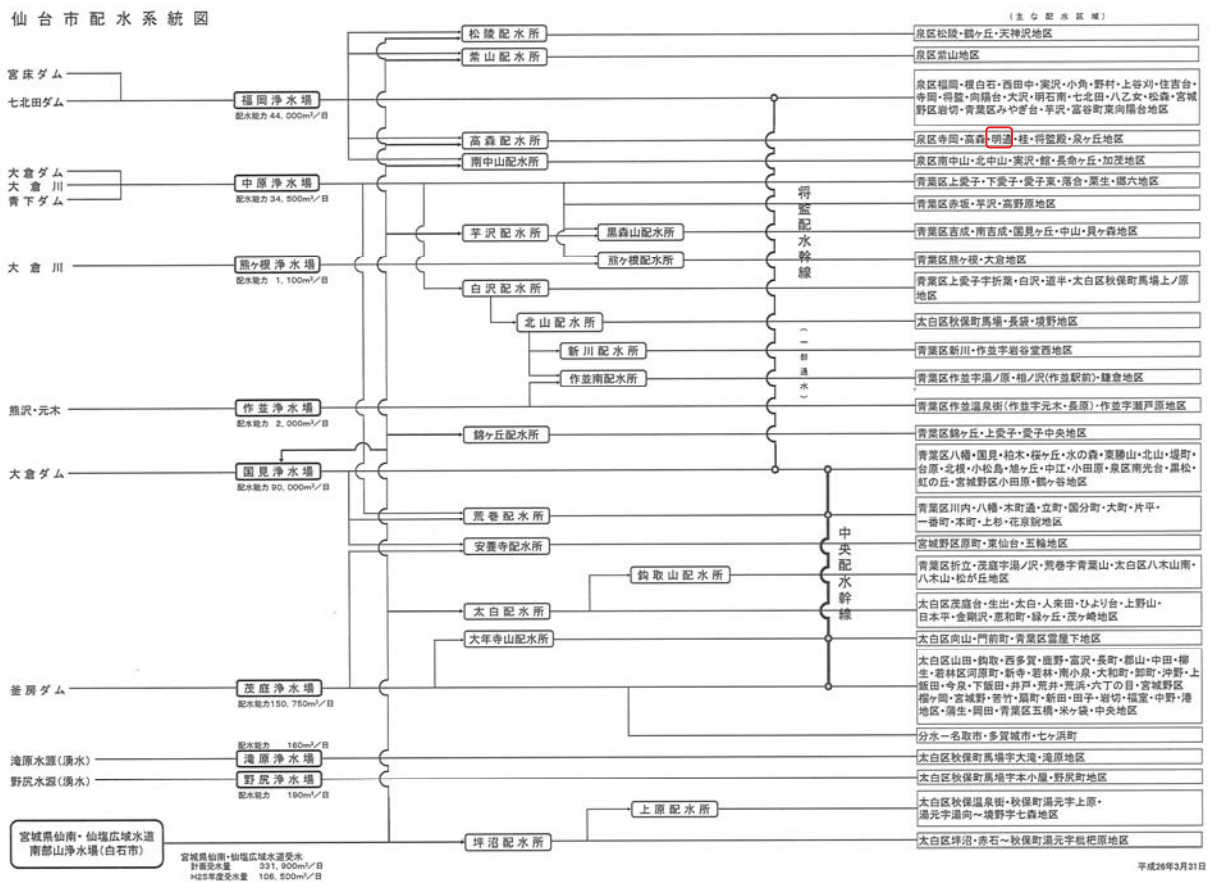


図3.2.4-7 配水系統図

出典：「平成25年度水道事業統計年報」（平成26年3月仙台市水道局）

2) 下水道

仙台市、大和町及び富谷町の下水道普及状況の推移は、表3.2.4-6、図3.2.4-8(1)～(3)に、仙台市の下水道処理形態は、表3.2.4-7に示すとおりである。

平成25年度の下水道普及率は、仙台市で98.0%、大和町で85.4%、富谷町で96.3%である。平成23～25年度の過去3カ年の推移をみると、処理区域内人口は各市町とも増加傾向にあり、下水道普及率は大和町で増加、仙台市及び富谷町ではほぼ横ばいに推移している。

計画地周辺の下水道処理区域を図3.2.4-10に、公共下水道計画図を図3.2.4-11～12に示す。計画地は、「仙塩流域公共下水道区域」に位置し、汚水等は仙塩浄化センターで処理される(図3.2.4-9参照)。

表3.2.4-6 仙台市・大和町・富谷町の下水道普及状況の推移

市町	年次	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	下水道普及率(%)
仙台市	平成23年度	1,020,241	999,089	97.9
	平成24年度	1,038,522	1,017,716	98.0
	平成25年度	1,046,192	1,025,607	98.0
大和町	平成23年度	26,175	21,959	83.9
	平成24年度	26,657	22,611	84.8
	平成25年度	27,273	23,299	85.4
富谷町	平成23年度	49,198	47,272	96.1
	平成24年度	50,197	48,238	96.1
	平成25年度	51,313	49,416	96.3

出典:「平成24～26年度版宮城県統計年鑑」(宮城県)

表3.2.4-7 仙台市の下水道処理形態(平成25年度)

年次	行政区域内人口(人)	公共下水道(人)	農業集落排水事業(人)	地域下水道(人)	公設浄化槽(人)
平成25年度	1,046,192	1,025,607 (98.0%)	5,545 (0.5%)	4,486 (0.4%)	4,320 (0.4%)

注) ()内は普及率

普及率(%)=各処理形態(人)/行政空気内人口(人)×100

出典:「仙台市統計書(平成25年版～平成26年版)」(仙台市)

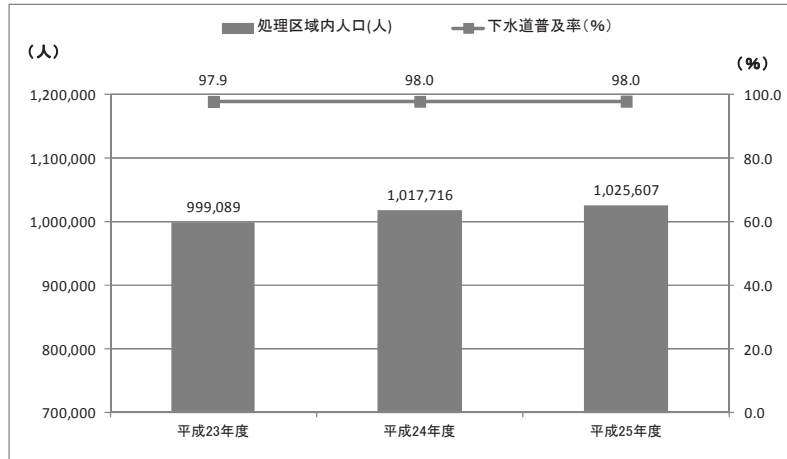


図3.2.4-8(1) 仙台市の下水道普及状況の推移

出典：「平成24年度～平成26年度版宮城県統計年鑑」（宮城県）

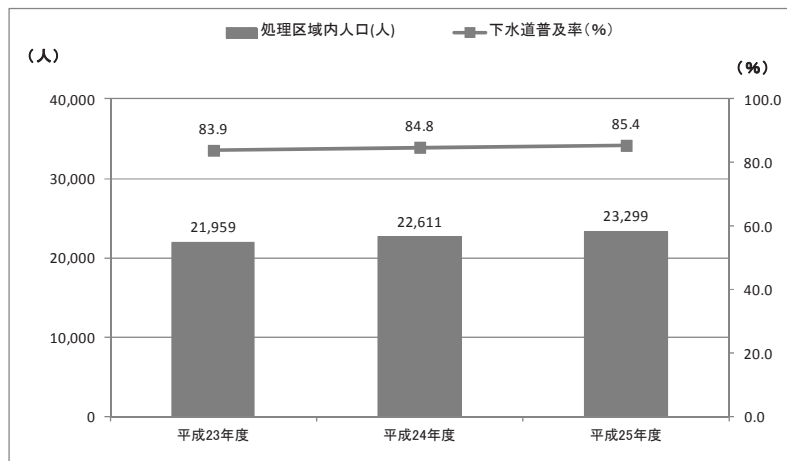


図3.2.4-8(2) 大和町の下水道普及状況の推移

出典：「平成24年度～平成26年度版宮城県統計年鑑」（宮城県）

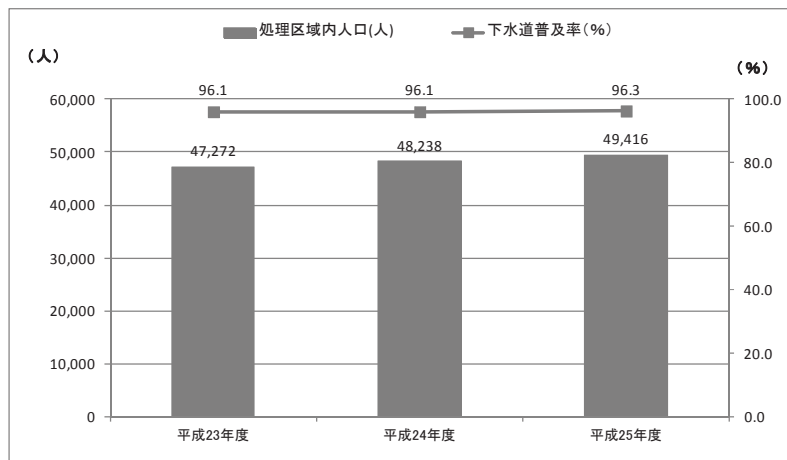


図3.2.4-8(3) 富谷町の下水道普及状況の推移

出典：「平成24年度～平成26年度版宮城県統計年鑑」（宮城県）

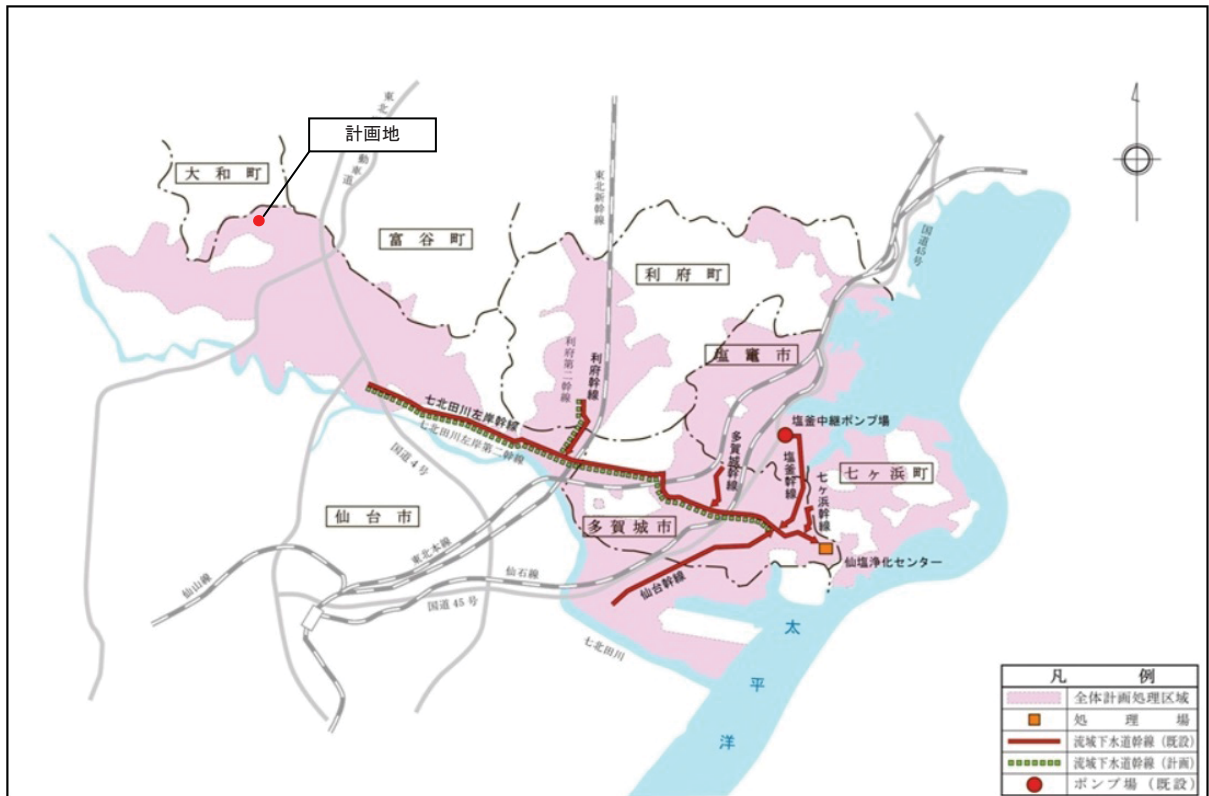
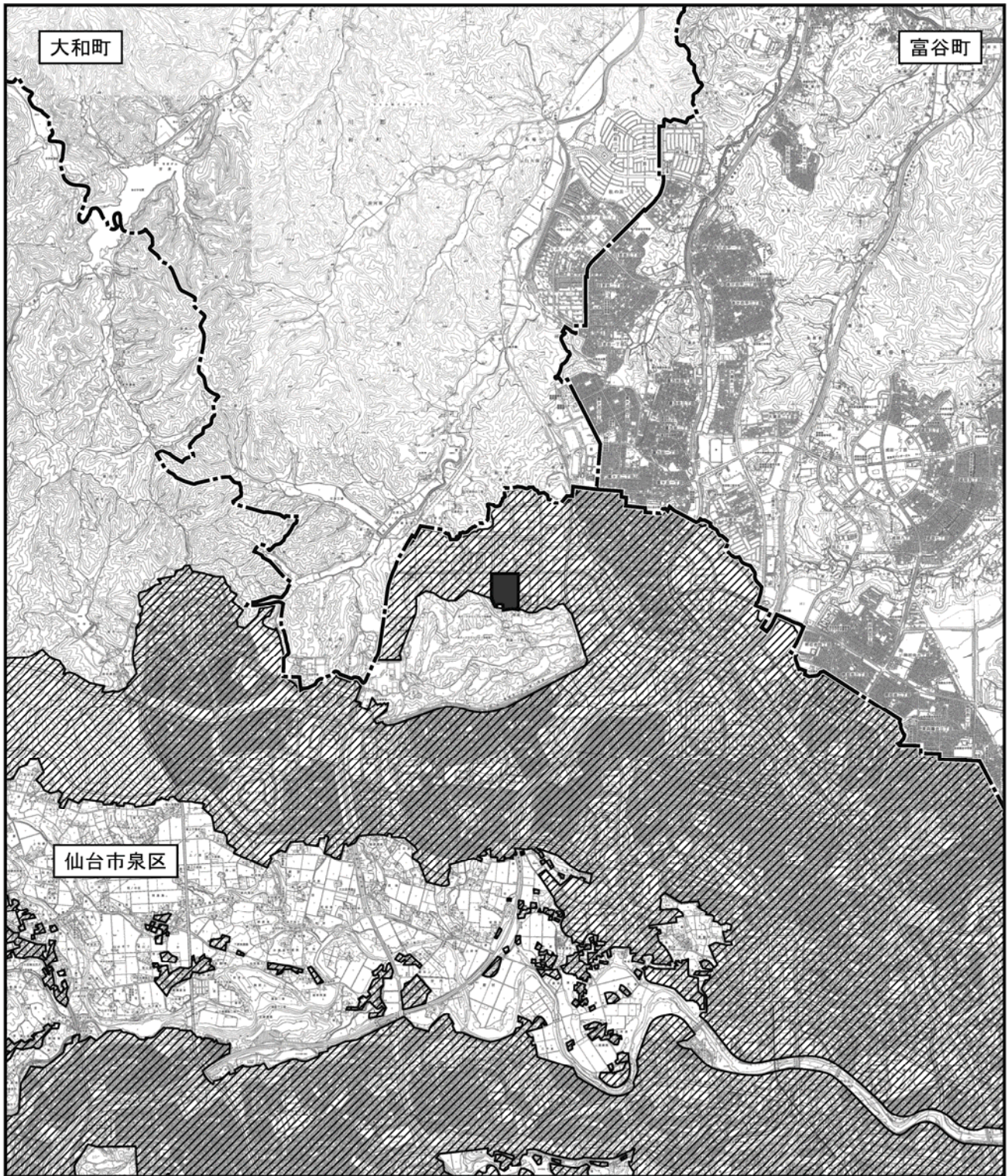


図3.2.4-9 仙塩浄化センター処理区域

出典：宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senen-wwt/senenn.htm>



凡 例

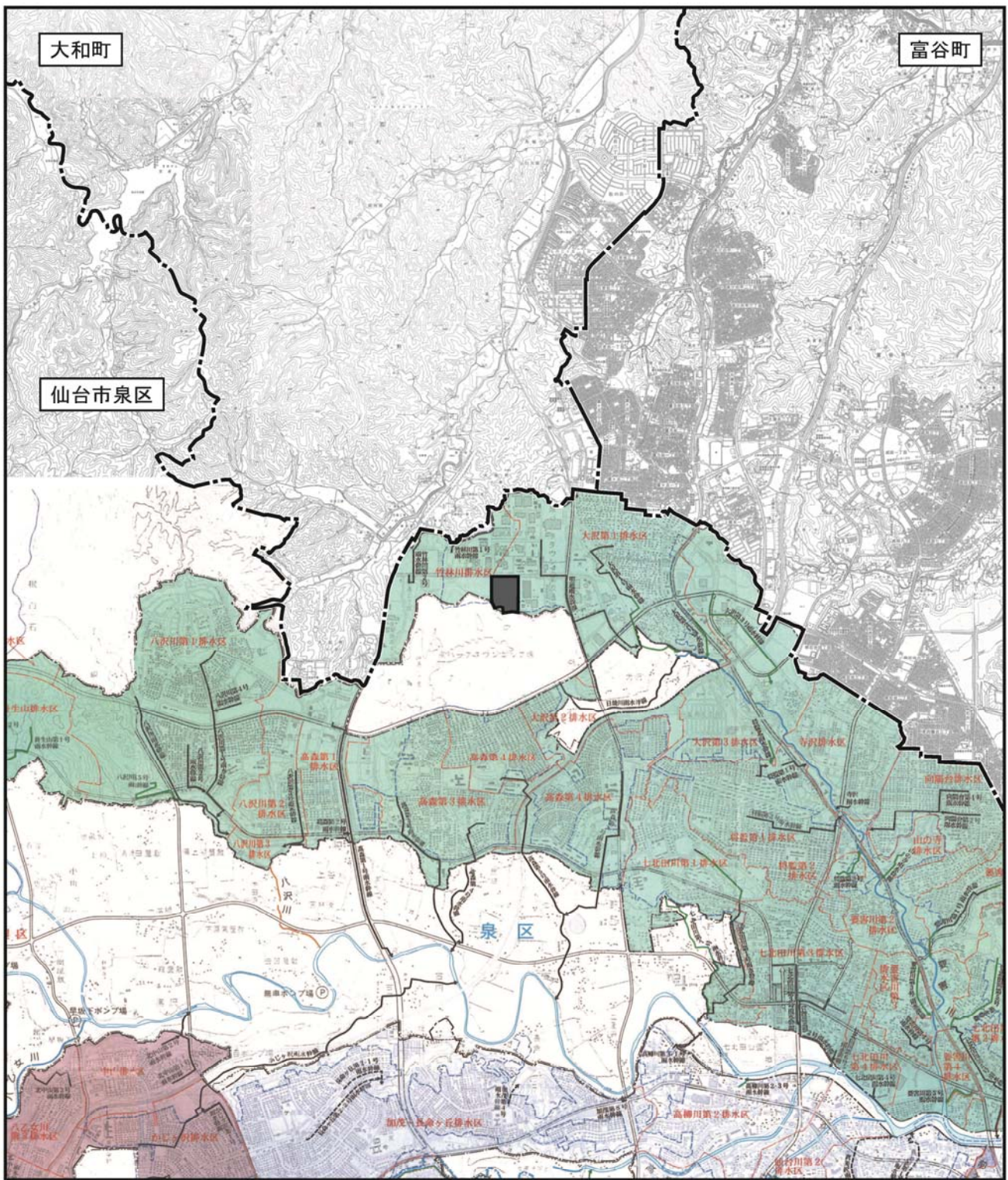
- 計画地
- 市町界
- 分流式処理区域

出典:「仙台市公共下水道計画図(雨水)(汚水)」(平成27年2月 市政情報センター)

図3.2.4-10 下水道処理区域

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km



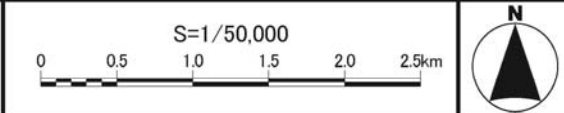


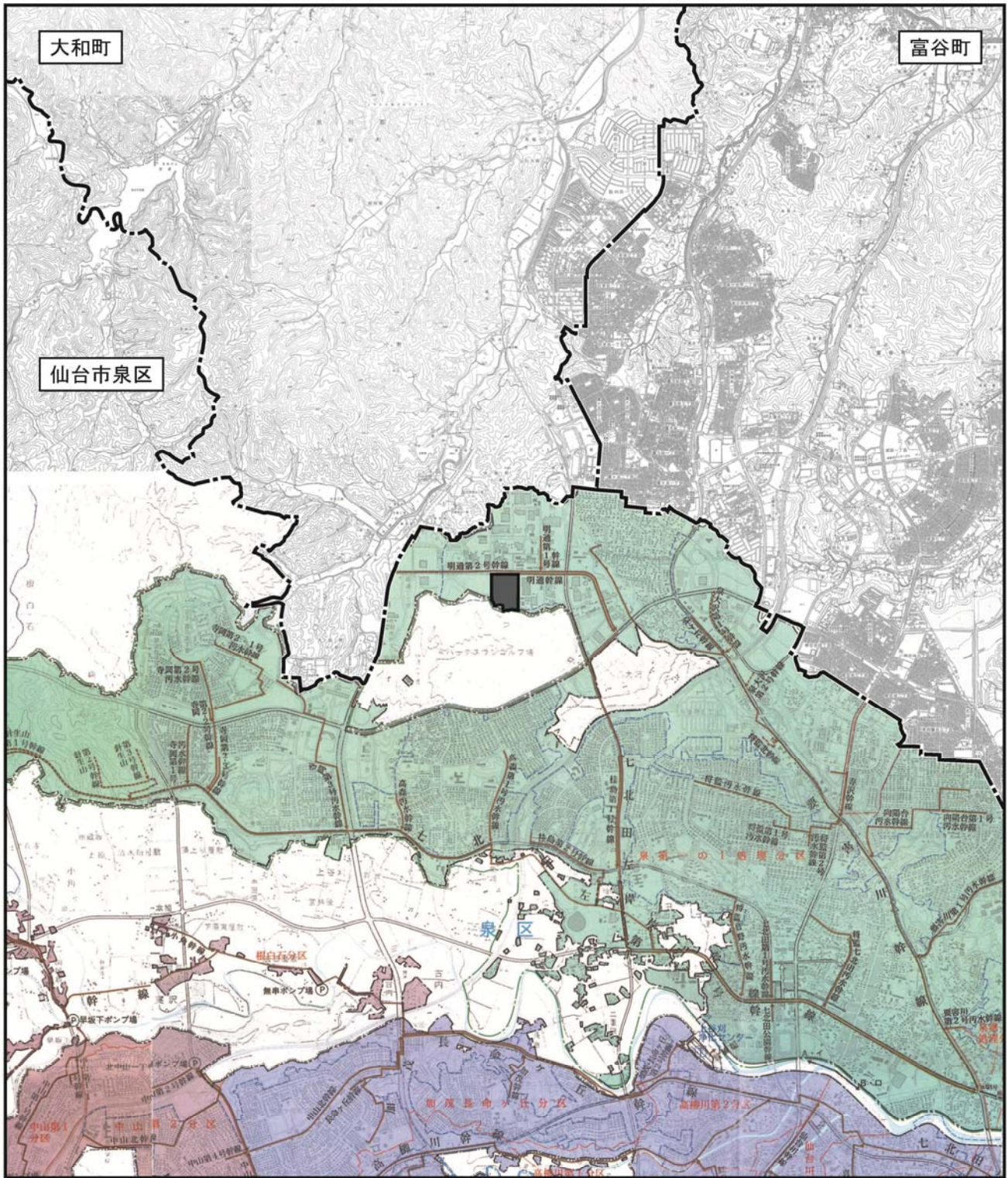
凡 例

- 計画地
- 市町界
- 南蒲生処理区分流区域(降雨確率4年)
- 上谷刈処理区域(降雨確率10年)
- 仙塩流域関連公共下水道区域(降雨確率10年)

出典:「仙台市公共下水道計画図(雨水)」(平成27年2月 市政情報センター)

図3.2.4-11 公共下水道計画図(雨水)





凡 例

- 計画地
- 南蒲生処理区分流区域
- 市町界
- 上谷刈処理区域
- 仙塩流域関連公共下水道区域

出典:「仙台市公共下水道計画図(汚水)」(平成27年2月 市政情報センター)

図3.2.4-12 公共下水道計画図(汚水)

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km



3) 工業用水

工業用水については、宮城県企業局が行う「仙塩」「仙台圏」「仙台北部」の各工業用水道事業があり、このうち給水区域に仙台市が含まれるものは、「仙塩工業用水道事業」及び「仙台圏工業用水道事業」である（表3.2.4-8及び図3.2.4-13を参照）。

「仙塩工業用水道事業」については、昭和36年11月から仙塩地区に給水を開始し、平成6年4月には計画地が位置する仙台市泉地区及び富谷町成田地区へ給水区域を拡大している。一方、「仙台圏工業用水道事業」では、仙台港背後地の工業開発により既設の「仙塩工業用水道事業」のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和51年10月に給水を開始し、仙台港背後地のほか、名取市及び利府町にも給水している。

表3.2.4-8 工業用水道事業の概要

	仙塩工業用水道事業	仙台圏工業用水道事業
水源	一級河川名取川水系大倉川(大倉ダム)	一級河川名取川水系基石川(釜房ダム)
取水	広瀬川四ツ谷堰(仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大100,000m ³	名取川頭首工(名取市高館熊野堂) 釜房ダム放流水 一日最大100,000m ³
給水能力	一日最大100,000m ³	一日最大100,000m ³
水質等	(水温)摂氏1～25度 (濁度)10度以下 (pH)6.0～8.0 (総硬度)120mg/L以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・ 富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

出典:宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/sendaiken1.html>
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/11541.pdf>

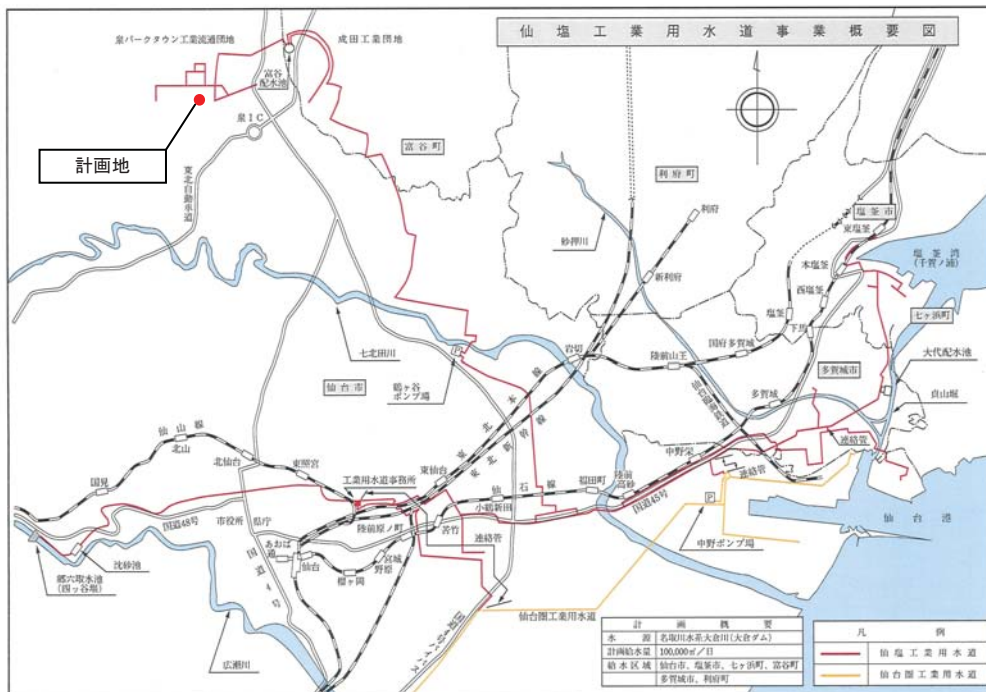


図3.2.4-13 工業用水道事業の概況図

出典:宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/11541.pdf>

(3) 廃棄物処理施設等

仙台市のごみ排出量及び処理内訳の推移は、表3.2.4-9及び図3.2.4-14～15に示すとおりである。また、大和町及び富谷町のごみ処理量の推移は表3.2.4-10～11に示すとおりである。

仙台市の平成25年度におけるごみ排出量は390,383t、1人1日当たりの排出量は1,001gである。処理内訳は、全体の約9割が焼却、約1割が資源化されている。平成25年度における大和町のごみ処理量は10,138t、富谷町のごみ処理量は20,786tである。平成21～25年度の過去5カ年の推移をみると、仙台市は平成23年度まで増加傾向で推移していたが、平成24年度以降減少している。大和町は平成24年度まで増加傾向で推移していたが、平成25年度で減少している。富谷町は平成21年度以降増加傾向である。

調査範囲には、一般廃棄物処理施設は存在しないが、産業廃棄物の中間処理施設が2ヶ所存在する（表3.2.4-12及び図3.2.4-16参照）。

表3.2.4-9 仙台市のごみ排出量及び処理内訳の推移

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口(人)		1,033,515	1,045,986	1,049,493	1,060,877	1,068,511
年間排出量 (t)	生活ごみ	231,519	236,431	250,966	246,831	245,320
	事業ごみ	135,266	131,005	161,751	147,017	145,063
	計	366,785 (100)	367,436 (100)	415,717 (113)	393,848 (107)	390,383 (106)
1人1日当 り排出量 (g)	生活ごみ	614	619	653	637	629
	事業ごみ	359	343	421	380	372
	計	972 (100)	962 (99)	1,074 (110)	1,017 (105)	1,001 (103)
処理内訳 (t)	焼却	316,591	319,136	346,784	340,319	336,897
	埋め立て	5,386	4,819	17,884	5,901	4,842
	資源化	44,808	43,481	48,049	47,628	48,644
	計	366,785	367,436	412,717	393,848	390,383

注) 1. ()内の数値は、平成21年度の排出量を100としたときの数値

2. 人口は各年の10月1日現在

3. 平成23年度は震災ごみの自己搬入分も含めて計上(ただし、蒲生、荒浜、井土の各搬入場処理分は除く)

出典:「平成26年度 仙台市環境局事業概要」(平成26年8月 仙台市環境局)

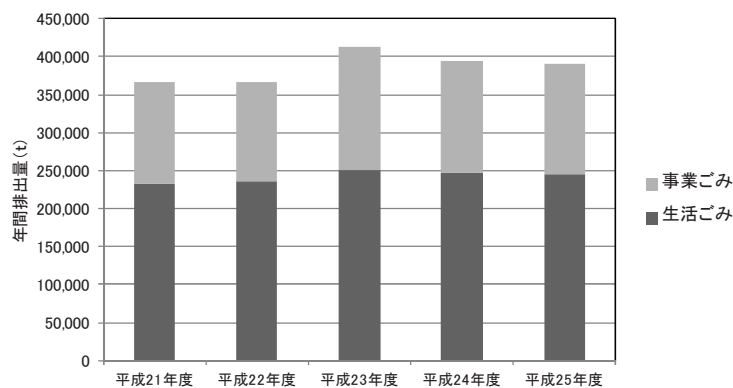


図3.2.4-14 仙台市のごみ排出量の推移

出典:「平成26年度 仙台市環境局事業概要」(平成26年8月 仙台市環境局)

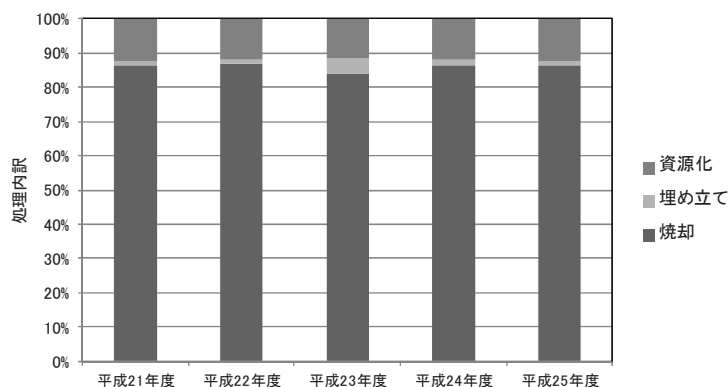


図3.2.4-15 ごみ処理内訳の推移

出典：「平成 26 年度 仙台市環境局事業概要」（平成 26 年 8 月 仙台市環境局）

表3.2.4-10 大和町のごみ処理量の推移

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ処理量 (t)	9,090	9,413	10,003	10,218	10,138

出典：「平成25年度版 大和町統計書」(平成27年2月 大和町)

<http://www.town.taiwa.miyagi.jp/toukei/toukei25/0402.pdf>

表3.2.4-11 富谷町のごみ処理量の推移

(ごみの量は、各年3月末日)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ処理量 (t)	17,969	18,325	18,683	20,277	20,786

出典：「富谷町 データで見る富谷 ごみ収集処理状況」

http://www.town.tomiya.miyagi.jp/html/data/pdf/008_058_seikatu_h25.pdf

表3.2.4-12 産業廃棄物中間処理施設

No.	処理業者名	処分方法	産業廃棄物の種類					処理能力
			汚泥	廃油	廃プラスチック	木くず	動物性残さ	
1	㈱新興	バイオガス発酵					○	160t/日
		堆肥化	○				○	40t/日
		脱水	○	○				○ 257m ³ /日
		破碎				○	○	木くず [※] 4.656t/日 動植残さ(貝殻に限る。)5t/日
		飼料化					○	4.768t/日
		破碎・圧縮固化			○			2.56t/日
2	㈱泉	圧縮梱包			○			1.04t/日
		破碎・溶融固化			○			0.96t/日(発泡スチロールに限る)

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」(平成27年8月 仙台市)



凡 例

- 計画地
- 産業廃棄物中間処理施設
- 市町界

※図中の番号は、表3.2.4-12に対応する。
 出典：「産業廃棄物処理業者名簿」(平成27年8月 仙台市)

図3.2.4-16 産業廃棄物中間処理施設の位置



3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院、社会福祉施設、文化施設の状況は、表3.2.5-1(1)～(7)及び図3.2.5-1に示すとおりである。

計画地の近隣において環境の保全について配慮が特に必要な施設としては、計画地の東側約500mに「泉ヶ丘小学校」が存在する。

また、計画地から東側に約800m離れた地域や南側に約1.0km離れた地域に住宅地が広がっており、その用途地域は第一種低層住居専用地域となっている（図3.2.2-2参照）。

表3.2.5-1(1) 配慮が必要な施設等(教育施設)

市区	番号	施設名	住所
仙 台 市 泉 区	1	向陽台幼稚園	仙台市泉区向陽台4-28-3
	2	泉第二幼稚園	仙台市泉区将監13-1-1
	3	第二向陽台幼稚園	仙台市泉区七北田字寺沢17-3
	4	高森明泉幼稚園	仙台市泉区高森2-1-3
	5	実沢小学校	仙台市泉区実沢字一本橋20
	6	七北田小学校	仙台市泉区七北田字東裏90
	7	野村小学校	仙台市泉区野村字東原前7
	8	将監小学校	仙台市泉区将監3-10-1
	9	向陽台小学校	仙台市泉区向陽台5-6-12
	10	将監西小学校	仙台市泉区将監10-29-1
	11	高森小学校	仙台市泉区高森3-1
	12	泉ヶ丘小学校	仙台市泉区明通4-12-1
	13	将監中央小学校	仙台市泉区将監10-3-1
	14	寺岡小学校	仙台市泉区寺岡2-14-1
	15	高森東小学校	仙台市泉区高森7-1-1
	16	桂小学校	仙台市泉区桂三丁目1-1
	17	七北田中学校	仙台市泉区七北田字東裏100
	18	将監中学校	仙台市泉区将監9-12-1
	19	将監東中学校	仙台市泉区将監3-2-15
	20	寺岡中学校	仙台市泉区寺岡2-13-1
	21	高森中学校	仙台市泉区高森六丁目2
	22	泉高等学校	仙台市泉区将監10-39-1
	23	仙台白百合学園幼稚園	仙台市泉区紫山一丁目2-1
	24	仙台白百合学園小学校	仙台市泉区紫山一丁目2-1
	25	仙台白百合学園中学校	仙台市泉区紫山一丁目2-1
	26	仙台白百合学園高等学校	仙台市泉区紫山一丁目2-1
	27	東北学院榴ヶ岡高等学校	仙台市泉区天神沢二丁目2-1
	28	東北学院大学泉キャンパス	仙台市泉区天神沢二丁目1-1

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典：1.「泉区ガイド」(平成27年4月)

2. 宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/#tome>

3. 学校教育情報サイト http://www.gaccon.jp/search/p4/c211_kinder/

表3.2.5-1(2) 配慮が必要な施設等(教育施設)

町	番号	施設名	住所
富谷町	29	鷹乃杜幼稚園	黒川郡富谷町鷹乃杜1-23-16
	30	成田中央幼稚園	黒川郡富谷町成田3-15-9
	31	富ヶ丘小学校	黒川郡富谷町富ヶ丘1-17-37
	32	東向陽台小学校	黒川郡富谷町明石台1-37-13
	33	あけの平小学校	黒川郡富谷町あけの平2-18-1
	34	日吉台小学校	黒川郡富谷町日吉台1-13-1
	35	成田東小学校	黒川郡富谷町成田6-36-1
	36	成田小学校	黒川郡富谷町成田3-1-1
	37	明石台小学校	黒川郡富谷町明石台5丁目15番地1
	38	富谷第二中学校	黒川郡富谷町あけの平3-86
	39	東向陽台中学校	黒川郡富谷町明石台1-14
	40	日吉台中学校	黒川郡富谷町日吉台3-19-2
	41	成田中学校	黒川郡富谷町成田3-34-1
	42	利府支援学校富谷校	黒川郡富谷町富ヶ丘1-17-37
43	富谷高等学校	黒川郡富谷町成田2-1-1	
大和町	44	もみじが丘幼稚園	黒川郡大和町もみじが丘2丁目2-2
	45	小野小学校	黒川郡大和町もみじヶ丘2-3
	46	宮城大学大和キャンパス	黒川郡大和町学苑1-1

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典:1.「泉区ガイド」(平成27年4月)

2. 宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/#tome>

3. 学校教育情報サイト http://www.gaccom.jp/search/p4/c211_kinder/

表3.2.5-1(3) 配慮が必要な施設等(病院)

市町	番号	施設名	住所
仙台市 泉区	1	医療法人松田会松田病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷17-1
	2	医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	仙台市泉区七北田字駕籠沢15
	3	泉ヶ丘クリニック	仙台市泉区桂1丁目18-1
	4	医療法人松田会エバーグリーン病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷17-1
富谷町	5	富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目1-6
	6	仙台リハビリテーション病院	黒川郡富谷町成田1-3-1

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典:「宮城県病院名簿(平成27年4月)」(宮城県保健福祉部医療整備課)

表3.2.5-1(4) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

市区	番号	施設名	住所
仙 台 市 泉 区	1	仙台市向陽台保育所	仙台市泉区向陽台5-1-10
	2	仙台市七北田保育所	仙台市泉区七北田字東裏60
	3	仙台市将監西保育所	仙台市泉区将監11-15-1
	4	仙台市将監保育所	仙台市泉区将監2-10-2
	5	桂こどもの城保育園	仙台市泉区桂3-19-6
	6	高森サーラ保育園	仙台市泉区高森4-2-615
	7	寺岡すいせん保育所	仙台市泉区寺岡3丁目1番地の4
	8	泉中央保育園	仙台市泉区七北田字日野3-3
	9	泉チェリー保育園	仙台市泉区泉中央二丁目1番56号
	10	明石南こどもの城保育園	仙台市泉区明石南2丁目3
	11	泉第2チェリー保育園	仙台市泉区中央2丁目1-12
	12	仙台市泉中央老人福祉センター	仙台市泉区七北田字菅間38
	13	泉中央デイサービスセンター	仙台市泉区七北田字道22
	14	アースサポート仙台泉	仙台市泉区七北田字古内130
	15	デイサービスセンターみんなの家	仙台市泉区七北田新道3-1
	16	デイサービスセンターラビット	仙台市泉区上谷刈字長命10
	17	日だまりの家いずみデイサービスセンター	仙台市泉区上谷刈3-16-21
	18	サテライトリハビリセンターいずみ	仙台市泉区市名坂字南前5-3
	19	デイサービスてるてる家族	仙台市泉区市名坂字町80
	20	デイサービス遊和の杜	仙台市泉区市名坂字鳥井原89-1
	21	NPO法人おひさまくらぶ	仙台市泉区高森7-32-16
	22	囲炉裏庵たかもり	仙台市泉区高森3-4-131
	23	杜の都デイサービス北高森	仙台市泉区高森2番地の8
	24	りはびり空間アドバンス・ケア泉パークタウン店	仙台市泉区高森1-1-234
	25	通り処湧々庵将監南	仙台市泉区将監五丁目6番3号
	26	シンフォニーさくらの家	仙台市泉区将監8-11-3
	27	あ・うん	仙台市泉区将監11-9-3
	28	デイサービスいっもしょうげんの家	仙台市泉区将監10-6-5
	29	通り処湧々庵将監	仙台市泉区将監5-7-8
	30	パークタウン・デイサービスセンター	仙台市泉区寺岡1-1-11
	31	寺岡デイサービスセンター	仙台市泉区寺岡1-25-1
	32	通り処湧々庵向陽台	仙台市泉区向陽台2-5-23
	33	いがらしデイセンター	仙台市泉区向陽台二丁目25番3号
	34	向陽台デイサービスセンター	仙台市泉区向陽台5-16-16
	35	茶話本舗デイサービス泉ヶ丘亭	仙台市泉区泉ヶ丘4-19-7
	36	樹楽仙台泉	仙台市泉区泉ヶ丘3-9-1
	37	リハくる泉中央	仙台市泉区泉中央4-7-4
	38	茶話本舗デイサービス「船」天神沢	仙台市泉区天神沢一丁目20番20号
	39	心彩村	仙台市泉区野村字下西河原3-6
	40	デイサービスウェルネスガーデン紫山	仙台市泉区紫山2-32-8

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典：宮城県社会福祉施設等一覧(平成26年6月1日現在)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran26.html>

表3.2.5-1(5) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

市町	番号	施設名	住所
仙台市 泉区	41	ゆかりの樹	仙台市泉区向陽台1-5-6
	42	心彩村	仙台市泉区野村字下西河原3-6
	43	愛泉荘	仙台市泉区七北田字道24-2
	44	泉寿荘	仙台市泉区上谷刈字長命10
	45	賓樹苑いずみ	仙台市泉区上谷刈3-16-21
	46	ドルフィン	仙台市泉区上谷刈字長命10
	47	将監地域包括支援センター	仙台市泉区将監11-11-8
	48	向陽台地域包括支援センター	仙台市泉区向陽台4-7-14
	49	小規模多機能型居宅介護シンフォニー将監	仙台市泉区将監10-33-17
	50	グループホームフォークソング	仙台市泉区野村字野村161-1
	51	グループホーム蘭	仙台市泉区上谷刈字長命1
	52	愛の家グループホーム仙台実沢	仙台市泉区実沢字一本橋1-2
	53	グループホームむらでん高森	仙台市泉区高森2-1-30
	54	グループホームはごうの杜	仙台市泉区七北田字大沢相ノ沢13-1
	55	ふくろうの杜寺岡	仙台市泉区寺岡3-15-5
	56	ベストライフ仙台	仙台市泉区泉中央2-22-1
	57	ネクサスコート泉中央	仙台市泉区泉中央4-14-5
	58	グループリビングとりのこえ	仙台市泉区上谷刈字羽黒山7-2
	59	エバーグリーンシティ・寺岡	仙台市泉区寺岡1-25-1
	60	有料老人ホームさんぼみち仙台泉	仙台市泉区高森1-1-59
	61	りらく苑天神沢	仙台市泉区天神沢1-12-18
	62	ニチイケアセンター仙台市名坂	仙台市泉区市名坂字東裏25-1
	63	将監老人憩の家	仙台市泉区将監8-1-10
	64	向陽台老人憩の家	仙台市泉区向陽台5-10-32
	65	泉中央老人憩の家	仙台市泉区市名坂字堂林58-3
	66	泉ヶ丘老人憩の家	仙台市泉区泉ヶ丘2-13-7
	67	高森老人憩の家	仙台市泉区高森3-4-346
	68	寺岡老人憩の家	仙台市泉区寺岡3-1-3
富谷町	69	成田保育所	黒川郡富谷町成田3-15-7
	70	東向陽台保育所	黒川郡富谷町東向陽台3-17-3
	71	富ヶ丘保育所	黒川郡富谷町富ヶ丘3-1-38
	72	上桜木果樹園の森保育園	黒川郡富谷町上桜木2-1-9
	73	明石台わか葉保育園	黒川郡富谷町明石台七丁目2番地2
	74	明石台若樹の森保育園	黒川郡富谷町明石台4-3-3
	75	通所介護さゆりの家	黒川郡富谷町杜乃橋1-1-10
	76	NPO法人野のゆりホーム	黒川郡富谷町富ヶ丘3-14-1
	77	デイサービスセンター優	黒川郡富谷町鷹乃杜1-13-9
	78	デイサービスセンタードリームライトひかりの里	黒川郡富谷町成田8-4-10
	79	デイサービスセンターひかりの里ゆめの森	黒川郡富谷町成田八丁目6番41号
	80	ショートステイひかりの里	黒川郡富谷町成田八丁目4番10号

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典：宮城県社会福祉施設等一覧(平成26年6月1日現在)

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran26.html>

表3.2.5-1(6) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

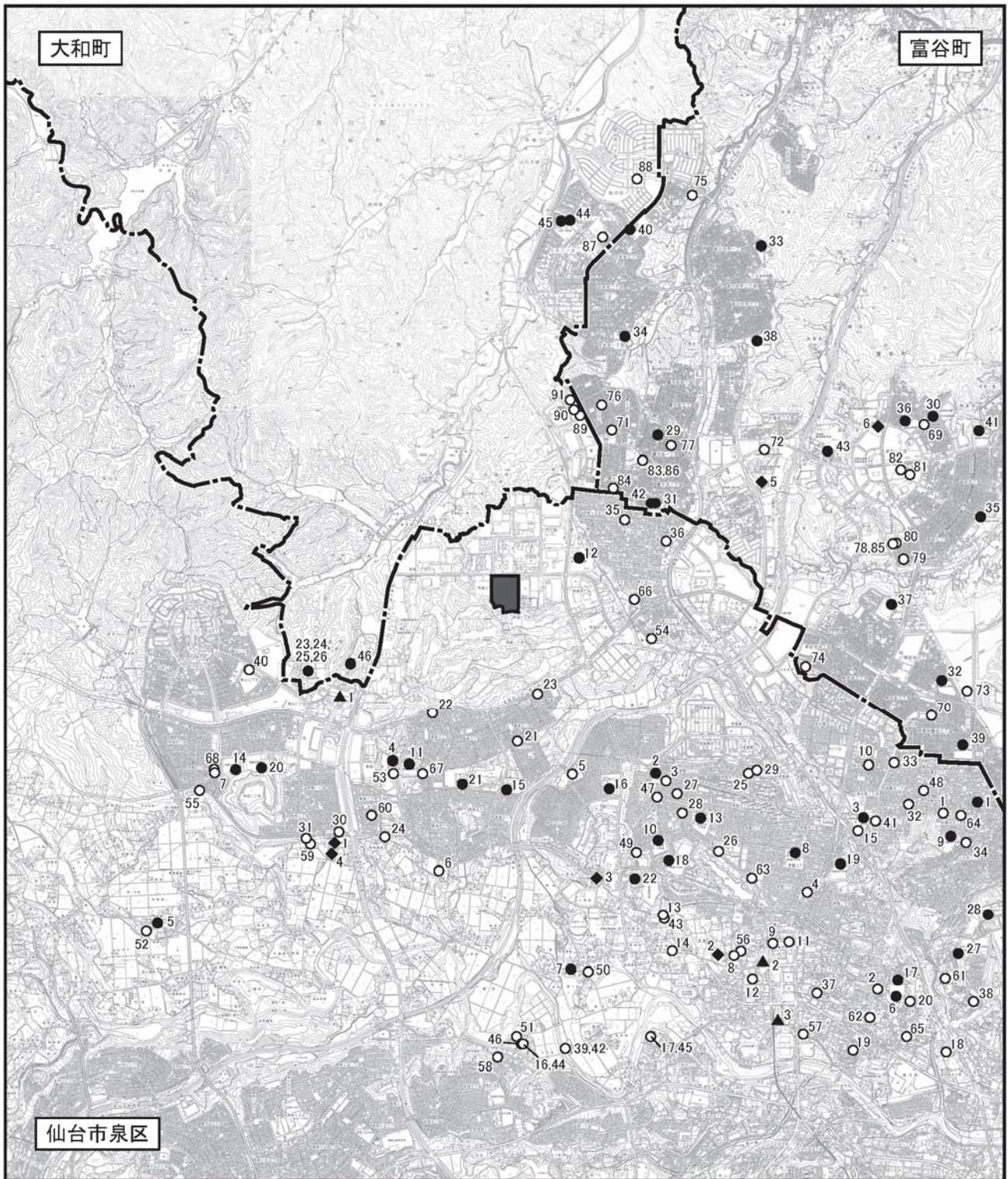
町	番号	施設名	住所
富谷町	81	成田の里	黒川郡富谷町成田1-5-5
	82	せせらぎの里	黒川郡富谷町成田1-5-7
	83	富ヶ岡・日吉台圏域地域包括支援センター	黒川郡富谷町富ヶ丘2-10-15
	84	杜の家いちい	黒川郡富谷町富ヶ丘2-27-4
	85	ドリームライトひかりの里	黒川郡富谷町成田8-4-10
	86	ケアホームいちいの杜	黒川郡富谷町富ヶ丘2-10-15
大和町	87	もみじヶ丘保育所	黒川郡大和町もみじヶ丘3-32-1
	88	杜のまちデイサービス	黒川郡大和町杜の丘1-14-2
	89	やわらぎ	黒川郡大和町小野字前沢31番1
	90	偕楽園	黒川郡大和町小野字前沢31-1
	91	和風園	黒川郡大和町小野字前沢1

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。
 出典：宮城県社会福祉施設等一覧(平成26年6月1日現在)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran26.html>

表3.2.5-1(7) 配慮が必要な施設等(文化施設)

市区	番号	施設名	住所
泉区	1	宮城県図書館	仙台市泉区紫山1-1-1
	2	イズミティ21(仙台市泉文化創造センター)	仙台市泉区泉中央2-18-1
	3	仙台市泉図書館	仙台市泉区泉中央1丁目8-6

注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。
 出典：仙台市くらしのガイド図書館・展示・文化施設など
<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/bunka/toshokan/1500.html>
 県内の文化施設 公共ホール等文化施設
 宮城県ホームページ <http://miyagi-hall.jp/foundation/list>



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 教育施設
- ◆ 病院
- 社会福祉施設
- ▲ 文化施設

※図中の番号は、表3.2.5-1(1)～(7)に対応する。

【教育施設】

- 出典：1. 「泉区ガイド」(平成27年4月)
- 2. 宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/#tome>
- 3. 学校教育情報サイト http://www.gaccom.jp/search/p4/c211_kinder/

【病院】

出典：「宮城県病院名簿(平成27年4月)」(宮城県保健福祉部医療整備課)

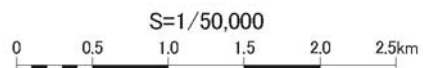
【社会福祉施設】

出典：宮城県社会福祉施設等一覧(平成26年6月1日現在)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/itiran26.html>

【文化施設】

出典：仙台市くらしのガイド図書館・展示・文化施設など
<http://www.city.sendai.jp/shisetu/bunka/toshokan/1500.html>
 県内の文化施設 公共ホール等文化施設
 宮城県ホームページ <http://miyagi-hall.jp/foundation/list>

図3.2.5-1 配慮が必要な施設等位置図



3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア. 自然公園区域

「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園は、調査範囲には存在しない。「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は、「県立自然公園船形連峰」が存在する。

「県立自然公園船形連峰」の位置は、図3.2.6-1に示すとおりであり、計画地北西側約4.5kmに位置する。

イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は、調査範囲には存在しない。

「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域としては、調査範囲に「丸田沢緑地環境保全地域」がある。

「丸田沢緑地環境保全地域」の位置は、図3.2.6-1に示すとおりであり、計画地南側約4.5kmに位置する。

ウ. 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月14日法律第88号）に基づく指定状況は、図3.2.6-2に示すとおりである。

計画地は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されている。

エ. 風致地区

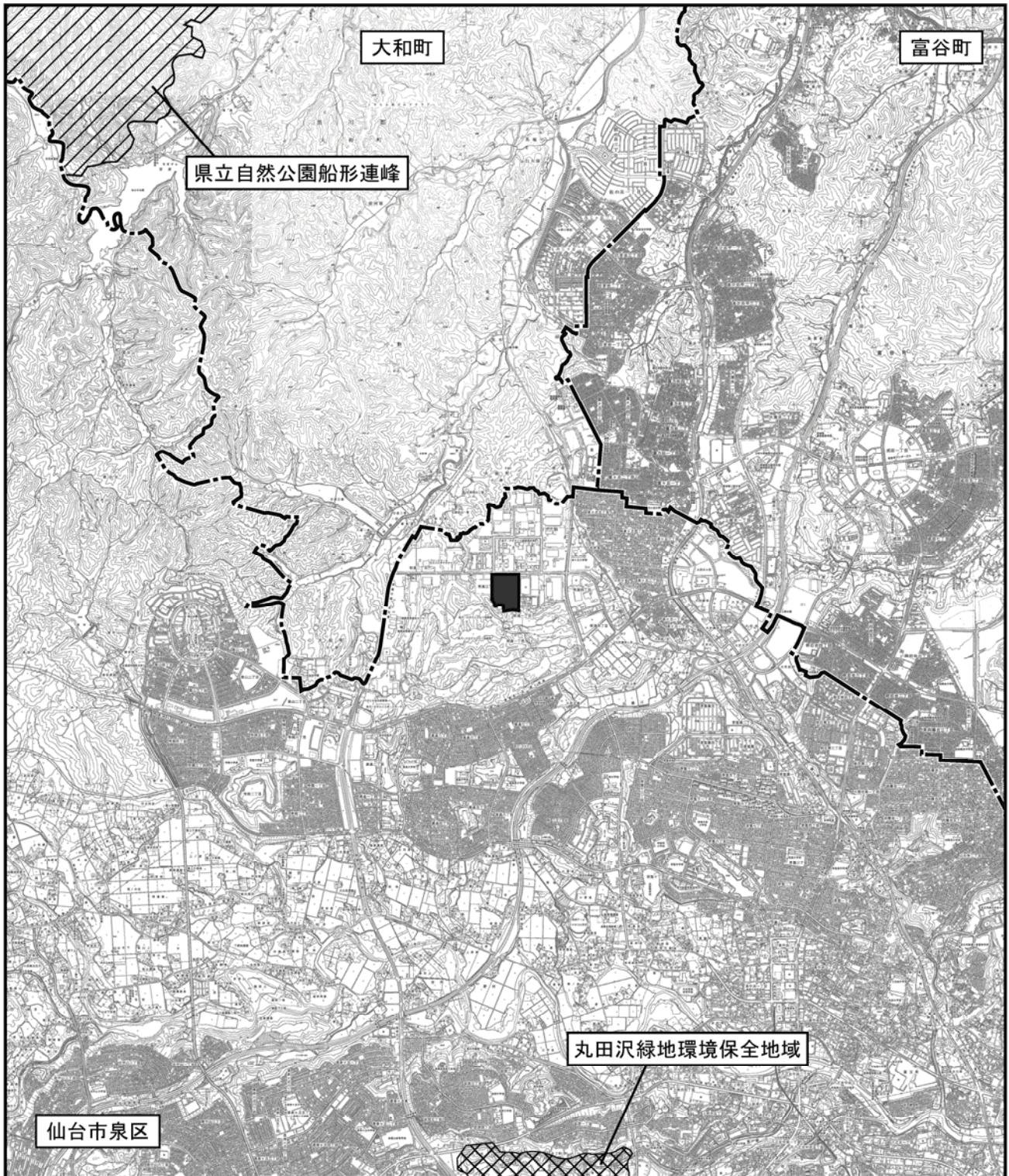
「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく風致地区及び「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号）に基づく特別緑地保全地区は、調査範囲に存在しない。

オ. 緑化重点地区





「都市緑地法」に基づく緑化重点地区の指定は、調査範囲に存在しない。

カ. 保安林

「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）に基づく保安林は、調査範囲に存在しない。



凡 例

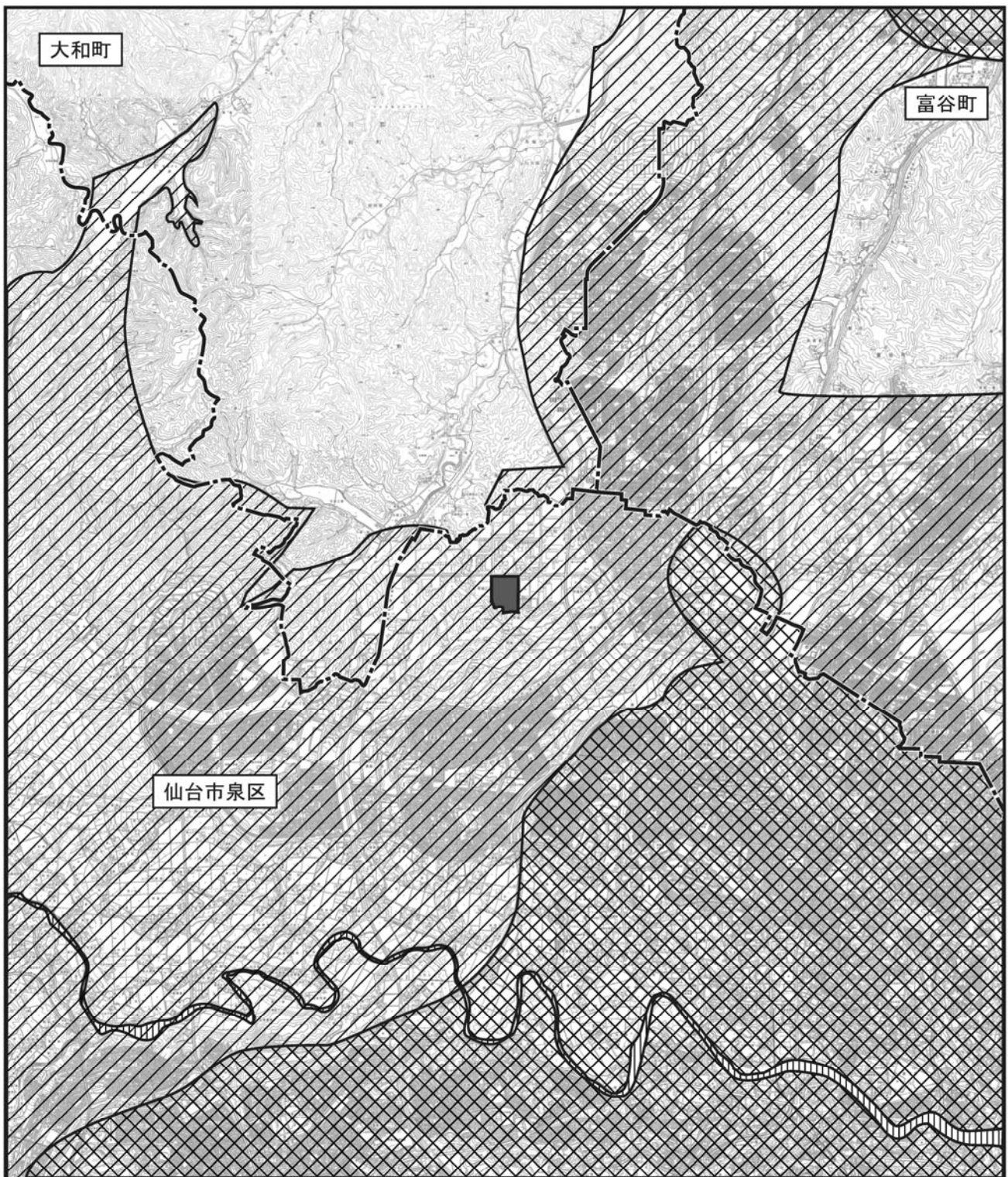
- | | | | |
|---|-----|---|---------------------------|
|  | 計画地 |  | 自然公園
(宮城県自然公園条例) |
|  | 市町界 |  | 緑地環境保全地域
(宮城県自然環境保全条例) |

出典:「自然公園・自然環境保全地域等索引図」(平成25年度 宮城県ホームページ)

図3.2.6-1 自然公園及び緑地環境保全地域の指定状況

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km



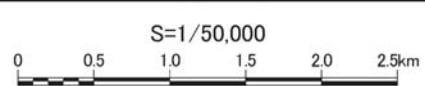


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|------------------|
|  | 計画地 |  | 鳥獣保護区 |
|  | 市町界 |  | 特定猟具使用禁止区域 (銃) |
| | |  | 特定猟法 (鉛製散弾) 禁止区域 |

出典:「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成26年度 宮城県)

図3.2.6-2 鳥獣保護区



キ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年6月23日仙台市条例第47号）に基づく「保存樹木」の指定状況は、表3.2.6-1及び図3.2.6-3に示すとおりである。

なお、調査範囲には、同条例に基づく「保存樹林」及び「保存緑地」の指定はない。

また、大和町及び富谷町では、「保存樹木」、「保存樹林」、「保存緑地」に関する指定はないものの、「大和町の名木古木」（平成14年1月 大和町の名木古木を守る会）及び富谷町へのヒアリングによると、地域の名木・古木として、表3.2.6-1に示すサクラ等が挙げられている。

表3.2.6-1 保存樹木等一覧

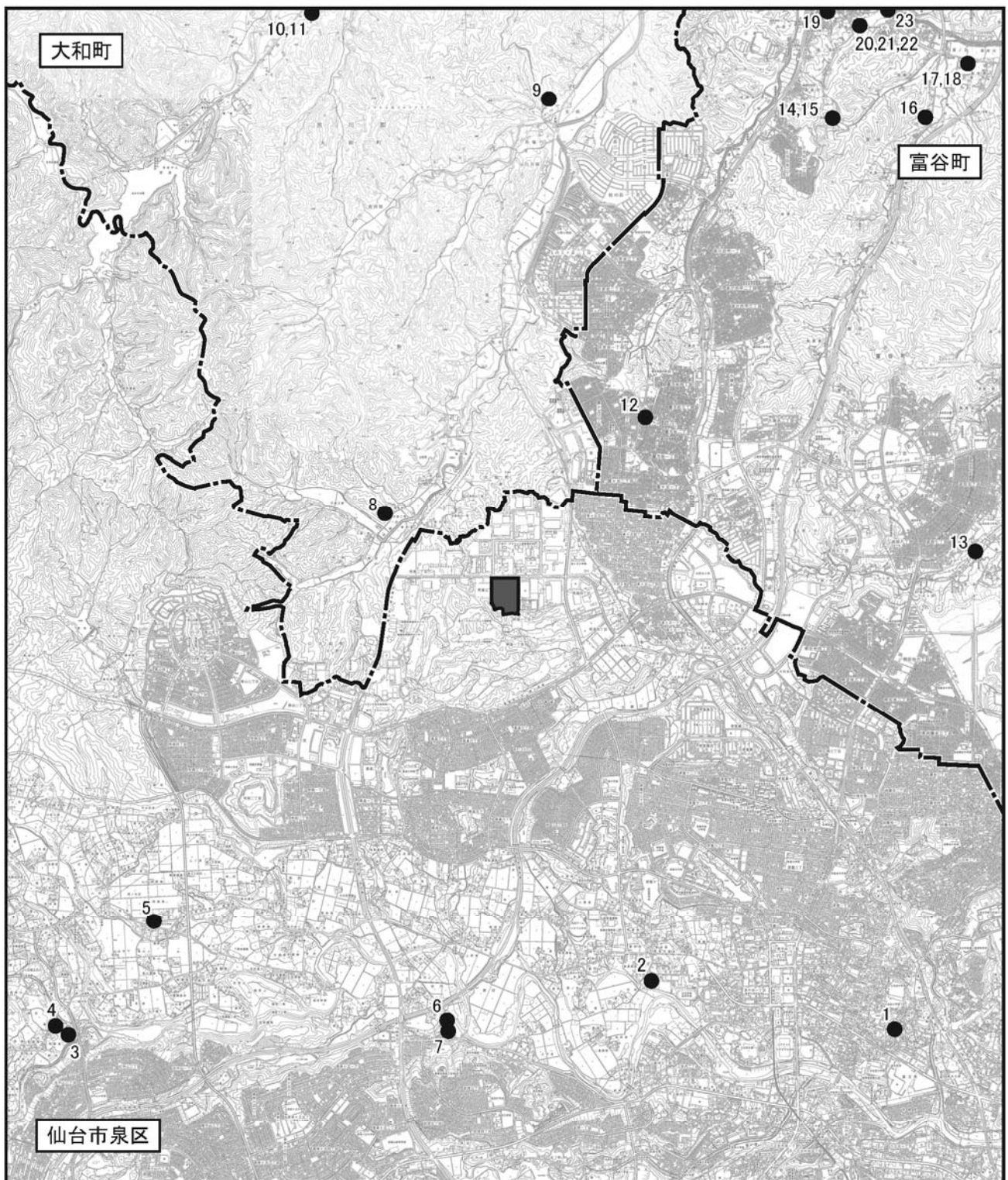
No.	名称	所有者（所在）	樹種
1	七北田小学校の赤松	七北田小学校（仙台市泉区七北田字東裏90）	アカマツ
2	七北田のけやき	個人（仙台市泉区野村字本七北田2）	ケヤキ
3	実沢のいちょう	個人（仙台市泉区実沢字道祖神2）	イチョウ
4	実沢のかや	個人（仙台市泉区実沢字道祖神2）	カヤ
5	実沢の赤松	個人（仙台市泉区実沢字中谷地前26-7）	アカマツ
6	賀茂神社のいろはもみじ	賀茂神社（仙台市泉区古内字糺1）	イロハモミジ
7	賀茂神社のあらかし	賀茂神社（仙台市泉区古内字糺1）	アラカシ
8	新谷家のしだれざくら	個人（大和町小野字山岸12）	サクラ
9	お假屋のさくら	個人（大和町小野字堂ノ前）	サクラ
10	覚照寺の血汐もみじ	覚照寺（大和町宮床字大柵69）	カエデ
11	覚照寺の菩提樹	覚照寺（大和町宮床字大柵69）	ボダイジュ
12	かめ杉	鷹乃杜（富谷町鷹乃杜二丁目）	スギ
13	種まき桜	明石神社（富谷町明石宮前）	サクラ
14	ゴヨウマツ	湯船寺（富谷町富谷根崎沢）	ゴヨウマツ
15	サルスベリ	湯船寺（富谷町富谷根崎沢）	サルスベリ
16	サイカチ	個人（富谷町穀田岩下）	サイカチ
17	メタセコイア	富谷中学校（富谷町穀田字土間沢一番9番地）	メタセコイア
18	三葉のマツ	富谷中学校（富谷町穀田字土間沢一番9番地）	マツ
19	ケヤキ	個人（富谷町富谷町南裏）	ケヤキ
20	しだれ桜	富ヶ岡公園（富谷町富谷清水沢）	サクラ
21	山桜	富ヶ岡公園（富谷町富谷清水沢）	サクラ
22	山紅葉	富ヶ岡公園（富谷町富谷清水沢）	ヤマモミジ
23	サクラ	富谷町（富谷町富谷清水沢）	サクラ

出典：「杜の都の名木・古木」（平成21年3月 仙台市建設局）

「大和町の名木古木」（平成14年1月 大和町の名木古木を守る会）

富谷町へのヒアリング

注）表中のNo.は図3.2.6-3の番号に対応する。

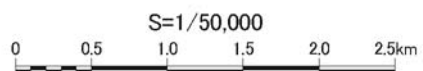


凡 例

- 計画地
- 市町界
- 保存樹木等

※図中の番号は、表3.2.6-1に対応する。
 出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局)
 「大和町の名木古木」(平成14年1月 大和町名木古木を守る会)
 「富谷町へのヒアリング」

図3.2.6-3 保存樹木等



2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

ア) 環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づくダイオキシン類の環境基準は、表3.2.6-2に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画」(平成23年3月 仙台市)では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」を目標としている。

表 3.2.6-2 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示38号)

「微小粒子状物質に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境庁告示33号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示68号)

イ) 排出基準等

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類（一般粉じん、特定粉じん、ばい煙）ごと、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

イ. 騒音

ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3.2.6-3～6に示すとおりである。また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は、図3.2.6-4に示すとおりである。

計画地は、工業専用地域のため、指定地域に該当しない。

騒音に関するその他の基準として、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）が定められているが、調査範囲は指定地域に含まれていない。

表 3.2.6-3 騒音に係る環境基準（一般の地域）

地域の類型	環境基準	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A及びB	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表 3.2.6-4 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB	55dB
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB	60dB
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB	60dB

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表 3.2.6-5 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

注1.「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表す。

注2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」：以下に示すとおり車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

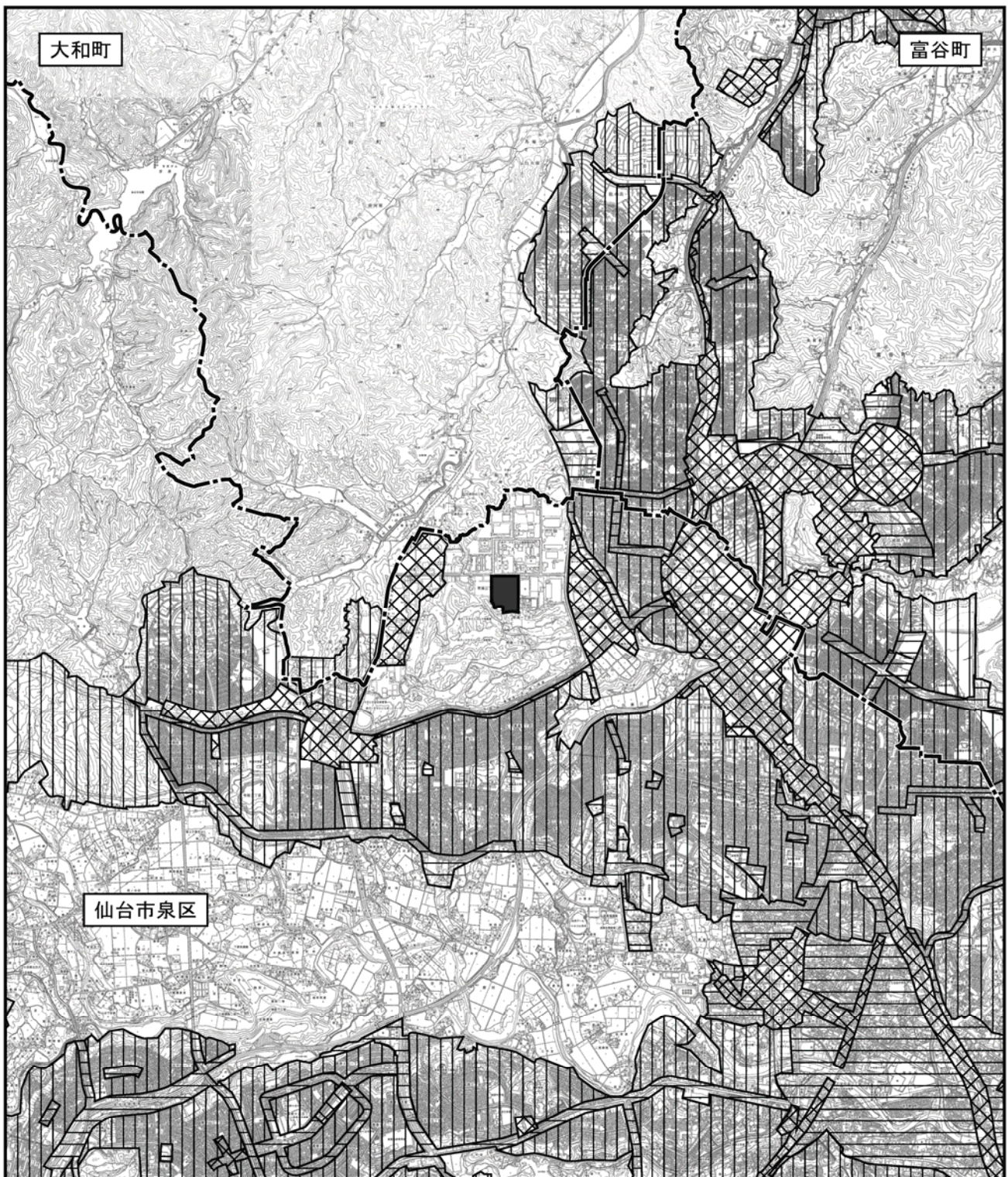
表 3.2.6-6 地域の類型

地域の類型	地 域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 <ul style="list-style-type: none"> ・青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域 (都市計画法第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区に限る。)
A	専ら住居の用に供される地域 <ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 (AAの項に掲げる地域を除く。)
B	主として住居の用に供される地域 <ul style="list-style-type: none"> ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 (Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く。) ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域


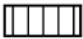
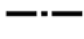
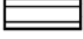

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定」

(平成24年3月30日 宮城県告示第312号)

「騒音に係る環境基準の地域指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

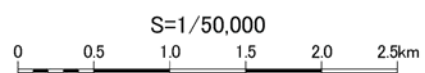


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|------|
|  | 計画地 |  | A 類型 |
|  | 市町界 |  | B 類型 |
| | |  | C 類型 |

注) 騒音に係る環境基準の類型指定を図示する際に参考にした文献を以下に示す。
 「騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定」
 (平成 24 年 3 月 30 日 宮城県告示第 312 号)
 「騒音に係る環境基準の地域指定」(平成 24 年 3 月 30 日 仙台市告示第 126 号)

図3.2.6-4 騒音に係る環境基準の類型指定



イ) 規制基準

騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定することとしている。騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準及び道路交通騒音の要請限度は、表3.2.6-7～10に示すとおりである。また、調査範囲の騒音規制地域は、図3.2.6-5に示すとおりである。

計画地は工業専用地域のため、規制基準の適用を受けない。

表3.2.6-7 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
第一種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び文教地区の区域	50dB	45dB	40dB
第二種 区域	第一種住居地域、第二種住居地域(文教地区を除く。)、準住居地域、近隣商業地域(その周囲が第一種区域に掲げる地域であるもの)及び市街化調整地域又は地区の指定のない地域の区域	55dB	50dB	45dB
第三種 区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種 区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

注)・基準は敷地境界線上

- ・学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)
 「仙台市公害防止条例 施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)
 「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号)

表3.2.6-8 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	85dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力 15kW 以上のものに限る)を使用する作業							
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)等を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)							
6. バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る)を使用する作業							
7. トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る)を使用する作業							
8. ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る)を使用する作業							

注) 1. 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域

2. 二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年 厚生省・建設省告示第1号) 別表第1号の規定により指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第186号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)

表3.2.6-9 指定建設作業騒音に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	80dB 以下 (但し、学校・病院の敷地の周辺 50m の区域内にある場合には 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 振動ローラ・タイヤローラ・ロードローラ・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
3. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上作業で原動機を使用するもの							

注) ・1～3の作業のうち作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

・一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

・二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表3.2.6-10 自動車騒音に係る要請限度

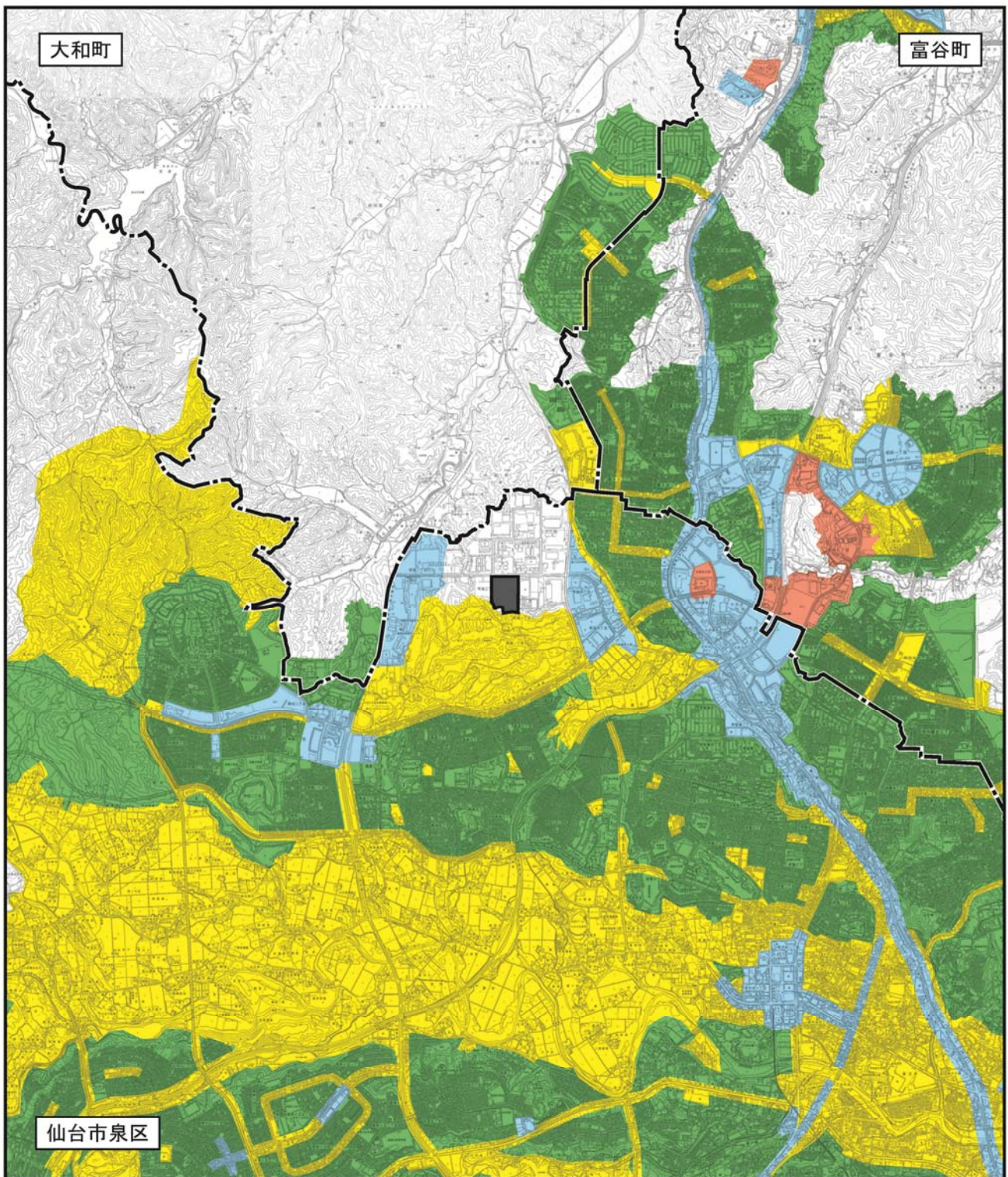
区域の区分		時間区分	要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1車線を有する道路に面する地域	65dB以下	55dB以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 特別用途地区のうち文教地区	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB以下	65dB以下
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域（文教地区を除く。）	1車線を有する道路に面する地域	65dB以下	55dB以下
	近隣商業地域 （その周囲がa区域であるもの） 市街化調整区域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	75dB以下	70dB以下
c 区域	近隣商業地域 （b区域に該当する区域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	75dB以下	70dB以下
特 例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		75dB以下	65dB以下

注) 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては4車道以上の区間に限る)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。







出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号)

「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」(平成12年3月24日 宮城県告示第315号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)

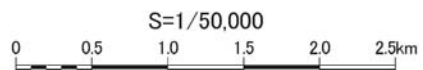


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|-------|
|  | 計画地 |  | 第一種区域 |
|  | 市町界 |  | 第二種区域 |
| | |  | 第三種区域 |
| | |  | 第四種区域 |

注) 騒音規制地域を図示する際に参考にした文献を以下に示す。
 「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」
 (平成8年3月29日 仙台市告示第185号)
 「仙台市公害防止条例 施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)
 「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号)

図3.2.6-5 騒音規制地域



ウ. 振動

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を指定することとしている。

振動規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準及び道路交通振動の要請限度は、表3.2.6-11～14に示すとおりである。また、調査範囲の振動規制地域は、図3.2.6-6に示すとおりである。

計画地は工業専用地域のため、規制基準の適用を受けない。

表3.2.6-11 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	60dB	60dB	55dB
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
市街化調整区域又は地区の指定のない地域				
第二種区域	近隣商業地域	65dB	65dB	60dB
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

注)・基準は敷地境界線上とする。

- ・学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。
- ・近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用とする。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）号

表3.2.6-12 特定建設作業振動に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）使用する作業	75dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業							

注)・一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域。

・二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

表3.2.6-13 指定建設作業振動に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し、学校・病院等の敷地の周囲概ね 50m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7 時	午前 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 振動ローラ・ロードローラ・その他これらに類する締固め機械を使用する作業		午後 7 時	午後 9 時				

注) ・一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域。

・二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」

（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

表3.2.6-14 道路交通振動に係る要請限度

区域区分		時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	65dB	65dB	60dB
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	近隣商業地域 ・周囲が以下の地域であるもの 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域			
市街化調整区域又は地区の指定のない地域				
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域を除く。）	70dB	70dB	65dB
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

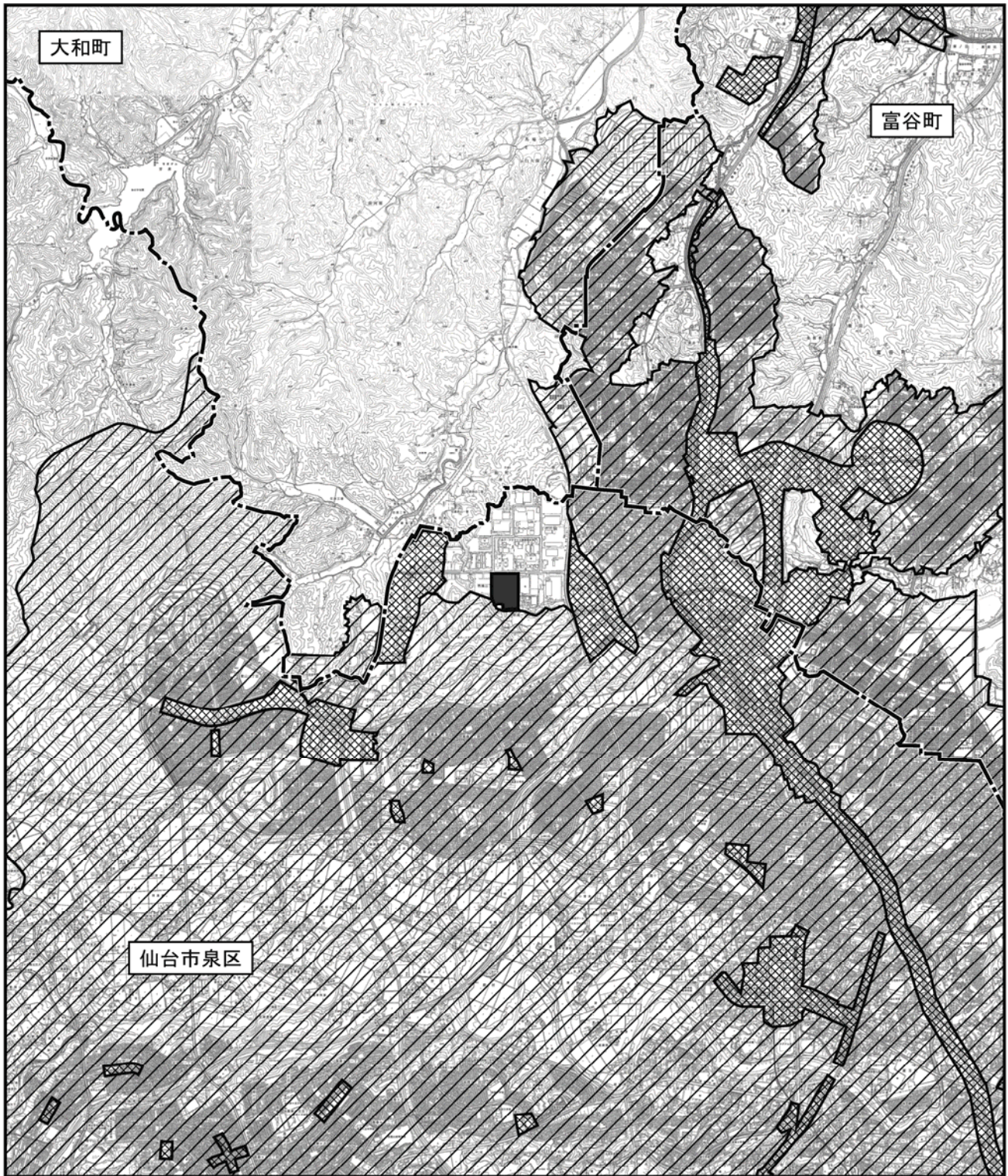
注) ・基準は道路の敷地境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和53年3月31日 宮城県告示第265号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考

2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）

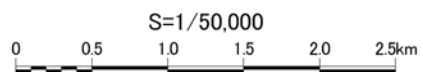


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|-------|
|  | 計画地 |  | 第一種区域 |
|  | 市町界 |  | 第二種区域 |

注) 振動規制地域を図示する際に参考にした文献を以下に示す。
 「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」
 (平成8年3月29日 仙台市告示第189号)
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)
 「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)号

図3.2.6-6 振動規制地域



エ. 悪臭

ア) 「悪臭防止法」

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質(22項目)による濃度規制を行っている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表3.2.6-15に、規制地域である市街化区域の範囲は図3.2.6-7に示すとおりである。

なお、大和町、富谷町では、規制地域の定めはない。

表3.2.6-15 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

特定悪臭物質の種類	許容濃度(ppm)	特定悪臭物質の種類	許容濃度(ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

イ) 「宮城県公害防止条例」

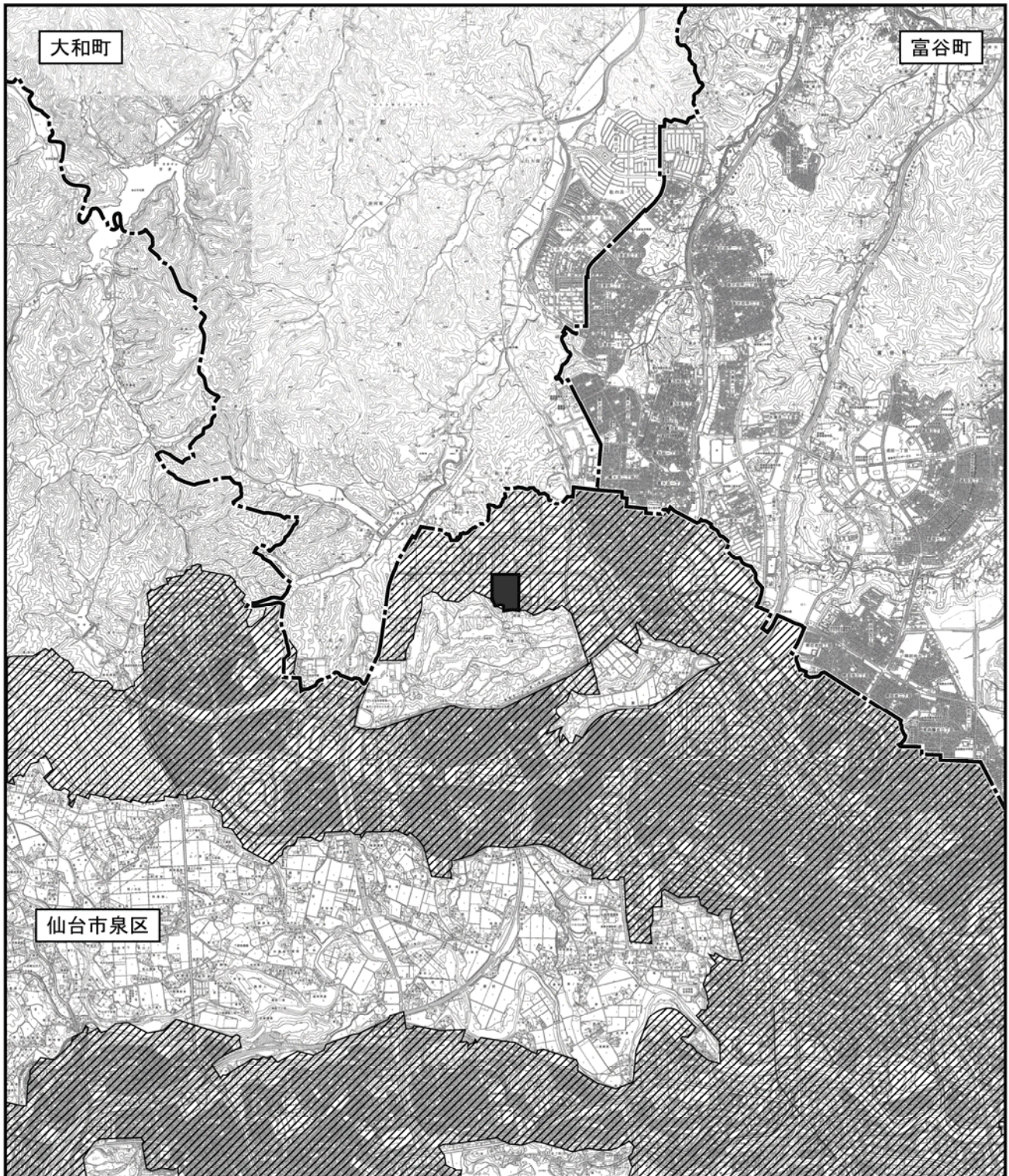
「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)では、県内全域(悪臭防止法の規制地域を除く)の魚腸骨処理場や有機質肥料製造施設の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気指数による規制基準(敷地境界で臭気指数15)を定めている。

ウ) 「宮城県悪臭公害防止対策要綱」

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」(昭和53年4月1日施行)では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度1.8)を定めている。

エ) 「仙台市悪臭対策指導要綱」

「仙台市悪臭対策指導要綱」(平成2年2月19日 市長決裁)では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による指導基準(敷地境界で臭気濃度10)を定めている。

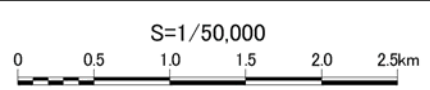


凡 例

- 計画地
- 市町界
- 悪臭防止法による規制地域

出典:「仙台市都市計画総括図 平成25年10月」(仙台市)
「悪臭防止法第3条に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

図3.2.6-7 悪臭防止法による規制地域



オ. 水質汚濁

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境基準が設定されている。これらのうち、生活環境項目以外は水域の区別無く基準が定められている(表3.2.6-16(1)～(4)参照)。生活環境項目については、河川、海域、湖沼等において水域類型を定めて設定されている。調査範囲においては、図3.2.6-8に示すとおり、高柳川及び七北田川の七北田橋から上流域がA類型、七北田橋の下流域、竹林川及び宮床川などがB類型に指定されている。なお、計画地内において、類型指定された湖沼及び河川はない。

また、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)や宮城県又は仙台市の条例により、事業場等の排水が規制されており、その排水基準は表3.2.6-16(5)～(6)に示すとおりである。

表3.2.6-16(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- 備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表3.2.6-16(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考)・基準値は、日間平均値とする。

・農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水作業を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む。)において不快感を生じない程度。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表3.2.6-16(3) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表3.2.6-16(4) ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

備考)1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表3.2.6-16(5) 排水基準(有害物質)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	チウラム	0.06 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	シマジン	0.03 mg/L 以下
総水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
		ベンゼン	0.1 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
PCB	0.003 mg/L 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下		
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L 以下 その他 8 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 以下 その他 10 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下

備考)1 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日以前から湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業（水質汚濁防止法）、公衆浴場（宮城県公害防止条例）、工場等（仙台市公害防止条例）については、当分の間適用しない。

2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

3 仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。

4 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は、0.2mg/L。

5 ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L。

6 カドミウムに係る宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例の排水基準は、0.1mg/L。

出典：「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）

「公害防止条例」（昭和46年3月18日 宮城県条例第12号）

「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

表3.2.6-16(6) 排水基準(生活環境項目)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害防止条例	仙台市公害防止条例
		一般排水基準	特別排水基準 ※1※5			
			下水道整備区域	その他の区域	50 m ³ /日以上	50 m ³ /日以上
排水	50 m ³ /日以上	25 m ³ /日以上		25 m ³ /日以上 ※4	25 m ³ /日以上 ※4	
水素イオン濃度 (pH)	海域に排出する場合	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量 (COD) (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質 (SS)		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/m ³)		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量 ※2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
リン含有量 ※3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

備考) カッコ内は日間平均の値を示す。

※1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25立方メートル以上の特定事業場に適用される。

※2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

※3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

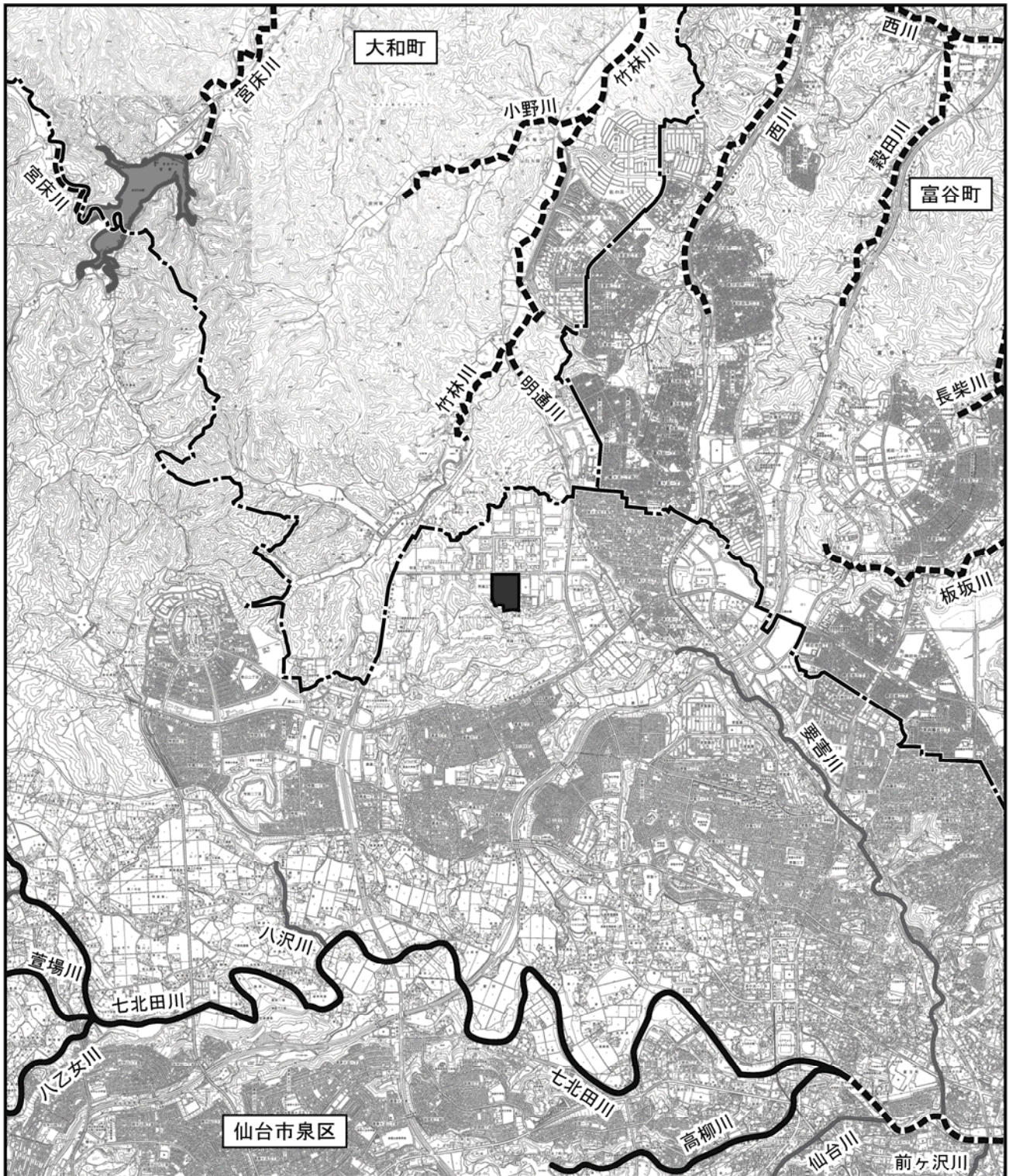
※4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに※1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25立方メートル以上の事業場が規制対象となる。

※5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が1日につき10立方メートル以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。



出典：「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)

「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)



凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|-----|
|  | 計画地 |  | A類型 |
|  | 市町界 |  | B類型 |

出典:「環境基準と水域類型あてはめ」(宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kijunandruikeih23.html>

図3.2.6-8 水域類型の指定状況

S=1/50,000
 0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km



カ. 日照障害

「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）及び「宮城県建築基準条例」（昭和35年7月21日 仙台市条例第24号）に基づく日影規制は、表3.2.6-17に示すとおりである（用途地域は図3.2.2-2参照）。

計画地は、工業専用地域のため、日影規制の対象とならない。

表3.2.6-17 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第4 (に)欄の項	参考			
		制限を受ける建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7mを超える 又は3階建以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	10mを超える	4m	5時間	3時間

注) 1. 「建築基準法」別表第4(日影による中高層の建築物の制限)
 2. 「宮城県建築基準条例」第6条の2(日影による中高層の建築物の制限)
 3. 近隣商業地域及び準工業地域は仙台市の区域に限る。
 出典：「仙台市都市計画総括図」（平成23年10月 仙台市）

キ. 景観

仙台市では、「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）に基づき、「仙台市「杜の都」景観計画」を平成21年3月に策定している。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置付け、景観計画区域を「自然景観」と「市街地景観」に大別している。また、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため、「景観計画区域」内に「景観重点区域」を設定しているが、計画地は景観重点区域に該当していない。

「自然景観」は“山並み緑地ゾーン”、“河川・海岸地ゾーン”及び“田園地ゾーン”の3つに区分され、「市街地景観」は“商業業務地ゾーン”、“沿線市街地ゾーン”、“郊外住宅地ゾーン”、“流通業務地ゾーン”及び“行楽地ゾーン”の5つに区分される。これら8つのゾーン毎の特性に応じて、建築物等に対する景観形成の方針に基づく取り組みを進めている（図3.2.6-9参照）。

計画地は、「市街地景観」の“流通業務地ゾーン”に位置し、「流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る」、「ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る」及び「仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る」を景観形成の方針として定めている。

景観計画区域内の建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出の対象となる行為等（表3.2.6-18(1)～(2)参照）及び良好な景観形成のための行為の制限（表3.2.6-18(3)参照）を定めている。

表3.2.6-18(1) 景観区域における届出対象行為等

建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）

表3.2.6-18(2) 景観区域における届出対象規模

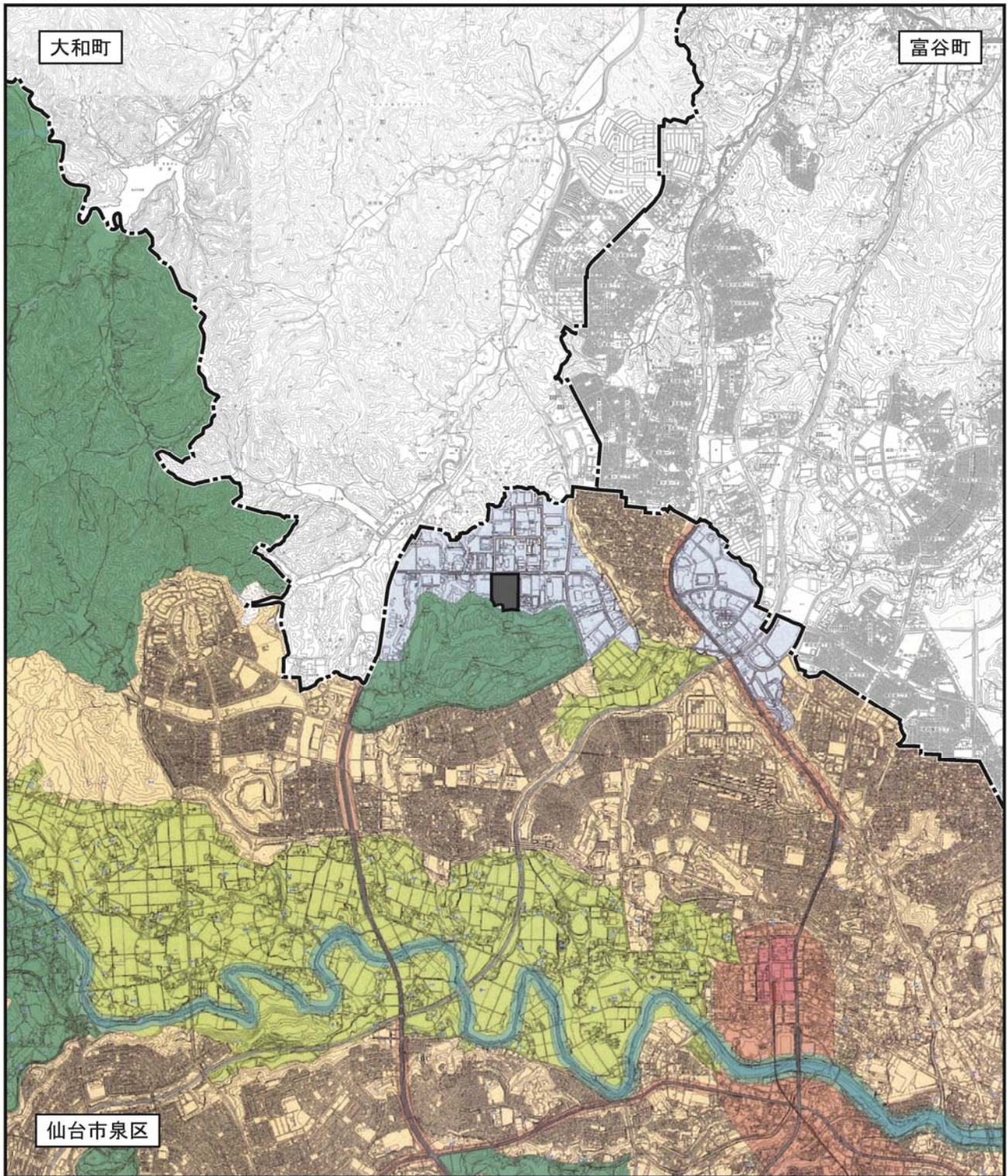
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが20mを超えるもの ・延べ面積が3,000m²を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが30mを超えるもの ・延長が50mを超える橋りょう、高架道路、アーケード等 ・高さが6mを超え、かつ延長が50mを超える擁壁（道路に沿って築造されるもの）
建築物の屋上に工作物がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物を含めた高さが30mを超えるもの

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）

表3.2.6-18(3) 市街地景観のゾーンの行為の制限

建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。 ・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。 ・低層部は通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。 ・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。 ・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。 ・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。 ・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。 ・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 色相が5R～5Yの場合は彩度6以下、その他の色相2以下
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。 ・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。 ・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）



凡 例

- | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----------|---|----------|--|---------|
|  | 計画地 |  | 山並み緑地ゾーン |  | 沿線市街地ゾーン |  | 軌道系交通機関 |
|  | 市町界 |  | 河川・海岸地ゾーン |  | 郊外住宅地ゾーン |  | 自動車専用道路 |
| | |  | 田園地ゾーン |  | 流通業務地ゾーン |  | 主要幹線道路 |
| | |  | 商業業務地ゾーン |  | 行楽地ゾーン |  | 河川 |

出典: せんだいぐらしのマップ <http://www2.wagmap.jp/sendacity/top>

図3.2.6-9 景観計画区域ゾーン

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km



(2) 行政計画・方針等

1) 仙台市総合計画

仙台市では、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示した「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中間計画である「実施計画」の3つで構成される「仙台市総合計画」を策定している。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間と定めている。

基本構想では、「未来を育み創造する学びの都」、「支え合う健やかな共生の都」、「自然と調和し持続可能な潤いの都」及び「東北を支え広く交流する活力の都」といった4つの都市像が掲げられている。

また、基本計画では、区別の施策の基本方向が示されており、計画地が位置する泉区及び圏域ごとの施策の基本方向は表3.2.6-19～20に、泉区の地域区分図は図3.2.6-10に示すとおりであり、計画地は北部産業地域に位置する。

表3.2.6-19 泉区における主な施策の基本方向

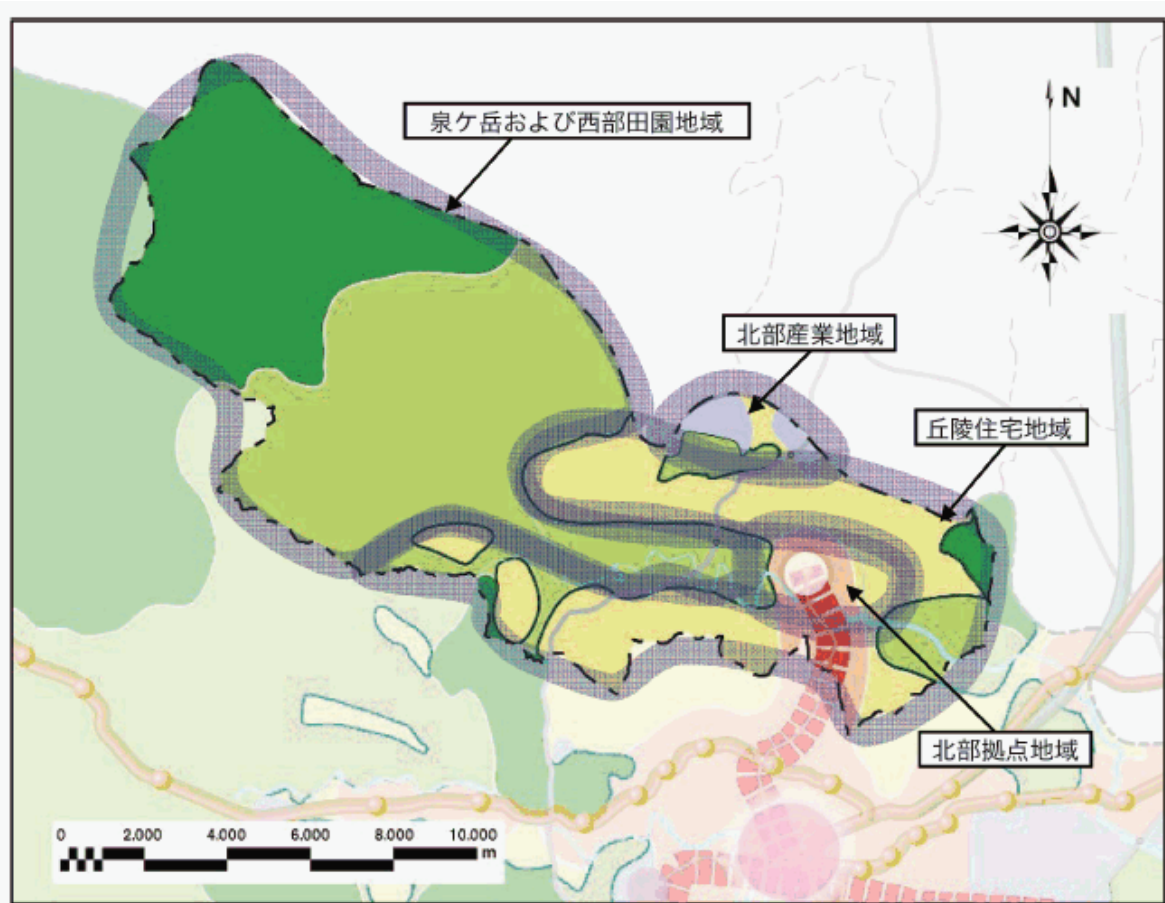
泉区における主な施策の基本方向	
市民活動が輝く 「賑わいのまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、大学および区役所の地域ネットワークを構築して、大学の知的資源を生かしたまちづくりを進めます。 ・交流人口の拡大を図るため、市民の発想を生かした、市民主体の多彩なイベントや情報発信を支援します。 ・学生を中心とした若者独自の発想と行動力を生かした、地域活性化やまちづくりの取り組みを支援します。 ・市民センターや学校と連携して、町内会や多様な市民による地域課題の解決や地域活性化のための活動を支援します。 ・泉中央駅ペDESTリアンデッキなどを積極的に活用して一層の賑わい創出を図ります。
泉ヶ岳、七北田川などの自然を守り親しむ 「憩いのまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・泉ヶ岳少年自然の家の移転・改築を契機として、豊かな自然とふれあう多様な市民活動を促進します。 ・公園緑地や河川などを利活用する市民のボランティア活動を支援します。 ・農地の保全を図るとともに、地産地消や市民と農業のふれあい活動を促進します。
高齢者がいきいきと暮らし、子育てにやさしい 「共生のまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりや介護予防、孤立防止などのための軽運動、多世代が交流できる泉ふれあいエクササイズ、サロン活動などの普及を進めます。 ・地域包括支援センターや民生委員、関連事業所と連携して、高齢者と障害者の地域生活を支援します。 ・認知症に対する理解を広めるとともに、地域包括支援センターや医療機関、民生委員などと連携して、認知症の人とその家族を支援します。 ・子育てふれあいプラザ泉中央や保育所地域子育て支援センター、児童館が連携・協力して、育児中の親や育児グループなどを支援します。
災害に強く犯罪・事故の少ない 「安全・安心のまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な地域防災訓練を支援して実施地区の増加を図るとともに、防犯活動重点地区やモデル地区の活動を広めることにより、地域の防災力と防犯力を高めます。 ・警察や消防、関係団体と連携して、交通安全や火災予防を推進します。 ・歩道、通学路、街路灯、公園、集会施設、橋の整備・改修および維持・修繕を進めます。 ・市民生活の安全性や快適性を確保するため、泉中央駅ペDESTリアンデッキを適切に維持・管理します。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

表3.2.6-20 泉区の圏域ごとの主な施策の基本方向

泉区の圏域ごとの主な施策の基本方向	
北部拠点地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏北部における広域拠点として、交通結節機能や商業機能の維持・充実を図りながら、魅力的で個性的な都市機能の集積と賑わいの創出を図ります。 ・区民広場、泉中央駅ペDESTリアンデッキ、仙台スタジアム、七北田公園などの公共施設について、スポーツ、レクリエーション、文化イベントなどの多様な利活用を図ります。 ・商工団体や学生、NPOなどの発想を生かした、市民主体の多彩なイベントを支援します。 ・マンション単位の町内会の形成促進などにより、地域コミュニティ活動を支援します。 ・泉中央駅ペDESTリアンデッキを適切に維持・管理します。 ・関係機関、関係団体との連携を強化して、落書きや違法駐車等の迷惑行為の防止、犯罪予防のための啓発活動を行うなど、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。
泉ヶ岳及び西部田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・泉ヶ岳少年自然の家の移転・改築事業を契機として、市民、NPO、関係団体などの連携により、泉ヶ岳の魅力の再発見と効果的な情報発信を行い、多くのビジターの獲得を図ります。 ・芳の平下刈り活動や自然観察会などの市民主体の活動を支援します。 ・ミズバショウ群生地の保全を図ります。 ・市民農園の活用や朝市の開催を支援します。 ・野生鳥獣による農作物などの被害の低減化を図ります。 ・歴史的・文化的資源、農業資源などを生かし、交流人口の拡大や地域活性化につながる活動を促進します。
丘陵住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境や街並みの維持に努めるとともに、これからも選ばれるまちをめざして、積極的な地域情報の発信に取り組みます。 ・市民センターや学校と連携して、町内会や多様な市民による地域課題解決や地域活性化のための活動を支援します。 ・誰もがスポーツや軽運動を楽しめる環境づくりを促進します。 ・高齢者の健康づくり、介護予防、孤立防止などを目的とした軽運動の普及を進めます。 ・多世代が交流できる泉ふれあいエクササイズ、サロン活動などの普及に努めます。 ・子育てふれあいプラザ泉中央や保育所地域子育て支援センター、児童館が連携・協力して、育児中の親や育児グループを支援します。 ・地域ボランティアと連携して、公園緑地などを、世代間の住民交流や健康づくりの場として活用します。 ・町内会をはじめとする地域団体と連携して、公園緑地などの修繕・整備を進めます。 ・住宅団地開発に伴い整備された道路、公園、集会施設などの修繕・整備を進めます。 ・地域の自主的な防災訓練や防犯・防火・交通安全運動を支援します。 ・歩道や通学路、街路灯を整備するとともに、関係機関、関係団体と連携して、安全・安心の地域づくりを進めます。
北部産業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・インダストリアルパークにおける研究開発を促進します。 ・仙台北部中核工業団地群、大和リサーチパーク、東北大学青葉山キャンパス地区の企業・研究所との連携を促進します。 ・ソフトパークへのソフトウェア業をはじめとした都市型産業の誘致を促進します。 ・立地企業と地域との相互理解と交流を促進するための情報交換を進めます。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
		工業・流通・研究区域		機能拠点 国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区) 国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)	

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

図3.2.6-10 泉区の地域区分図

2) 富谷町総合計画

富谷町では、まちづくりの基本理念を明らかにし、まちづくりの基本方針を定めた「基本構想」と、基本構想に基づき、今後取り組むべき施策を体系的に定めた「基本計画」及び短期的な事業を明らかにする「実施計画」の3つで構成される「富谷町総合計画」を策定している。計画期間は、基本計画において平成21年度から平成25年度までの5年間を前期、平成26年度から平成30年度を後期と定めている。

基本構想では、「幸せを実感でき 笑顔輝く あったかい富谷」を基本理念として、「子どもたちのための教育環境と未来を創り出すまち・すべての世代が生き生きと暮らせるまち」、「豊かな自然環境と活力ある地域産業を自慢と誇りにできるまち」及び「町民と町が直接つながるあったかいまち」をまちづくりの3つの将来像として掲げている。また、後期基本計画では、戦略課題を牽引する事業を「とみや5万人都市プロジェクト（重点プロジェクト）」として位置付け、表3.2.6-21に示す施策を展開していく計画である。

表3.2.6-21 富谷町総合計画の施策体系

<p>【基本理念】 幸せを実感でき 笑顔輝く あったかい富谷</p>	
<p>将来像1 子どもたちのための教育環境と未来を創り出すまち すべての世代が生き生きと暮らせるまち</p>	
<p>【重点プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未来の富谷を担う子どもたちへの教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力を育む教育の推進 ・学校と地域が協働した教育体制の構築 ・心と身体を豊かにする教育の推進 ・青少年健全育成のための地域活動支援 ○学び続けることのできる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進体制の充実 ・芸術・文化活動の促進 ・文化施設などの整備充実 ・伝統文化や文化財の保存・伝承と活用 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進 ○安心して子育てのできる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・子育て支援の充実 ・児童育成支援の充実 ・母子保健・サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが健康で生き生きと生活できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・各種健診・予防接種の充実 ・あらゆる世代の健康意識の向上 ・町民が主体となった健康づくりの推進 ・医療・保健体制の整備 ・心と体の健康づくりの推進 ・元気高齢者生きがい応援事業の充実 ・障がい者（児）の自立支援の充実 ・地域で共に支えあう地域福祉コミュニティの展開
<p>将来像2 豊かな自然環境と活力ある地域産業を自慢と誇りにできるまち</p>	
<p>【重点プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致による新たな就業の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・雇用の促進 ○地域資源を活かした魅力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・地の利を活かした地産地消の推進 ・事業者支援の推進・しんまち地区の活性化 ・観光資源の発掘と活用 ・物産の振興 ・まつりを活かした魅力の発信 ○安心して生活できる環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制の確立 ・地域防犯体制の充実 ・消費生活保護の充実 ・交通危険箇所の解消 ・電子自治体の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「居住の場」として選択されつづけるための環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・良質な住宅地の供給 ・ニーズに応じた公園の整備及び適正な維持管理 ・広域幹線道路の整備とネットワークの充実 ・町民バス交通の充実 ・計画的な土地利用の推進 ・環境負荷の軽減 ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
<p>将来像3 町民と町が直接つながるあったかいまち</p>	
<p>【重点プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民との協働によるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・町民と行政の情報共有の推進 ・参加と協働の基本的なルールづくり ・地域コミュニティ活動の啓発と支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的・効率的な行政経営 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な事務事業の推進 ・健全な財政運営の確保 ・町税収入の安定化 ・人材育成の推進

出典：「富谷町 総合計画 後期基本計画」（平成26年12月 富谷町）

3) 大和町第4次総合計画

大和町では、まちづくりの基本目標やその実現に向けて展開していくまちづくりの基本方針、重点プロジェクト等を示した「基本構想」と、基本構想に掲げる目標の実現に向けて、主要施策毎に展開の方向性や主な取り組み等を示した「基本計画」で構成される「大和町第4次総合計画」を策定している。計画期間は、基本計画において平成21年度から平成27年度までの7年間の前期、平成28年度から平成35年度を後期と定めている。

基本構想では、表3.2.6-22に示すとおり、「みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちの実現」を基本理念とし、「自然豊かで人と産業が元気なまち」、「子どもや高齢者に優しい安心なまち」及び「安全で快適な生活のある便利なまち」の3つの将来像実現のための重点プロジェクトを掲げている。

表3.2.6-22 大和町第四次総合計画の施策体系

【基本理念】 みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちの実現	
将来像1 自然豊かで人と産業が元気なまち	
<p>【重点プロジェクト・主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業立地・雇用拡大プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業地の整備 ・企業立地の促進 ・ものづくり教育環境の整備 ○安全で美味しい「大和の食」プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・農商工との連携による農産加工品生産の促進 ・付加価値の高い「大和の食」づくりの促進 ・地産地消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○中心商店街にぎわいプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・商業集積の拡充 ・吉岡商店街ならではの仕掛け・イベントの充実 ・にぎわいと癒しの交流空間の整備 ○わがまち大和の環境保全プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の削減 ・ごみの減量化とリサイクルの促進 ・豊かな自然の保全と活用
将来像2 子どもや高齢者に優しい安心なまち	
<p>【重点プロジェクト・主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「未来を担う大和っ子」育成支援プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・豊かな心をはぐくむ教育の充実 ・子育て支援施設・体制の整備 ○高齢者健康・生き生きプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者健康づくりの推進 ・高齢者福祉サービスの充実 ・高齢者人材活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○心とからだの健康づくり推進プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・からだの健康づくりの推進 ・健診・保健指導による生活習慣病予防の促進 ・こころの健康づくりの推進 ○地域ふれあい・交流プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能や祭りを活かした町内各地域の振興 ・地域文化活動及び世代間交流活動の活発化 ・杜の丘地区へのコミュニティセンターの整備
将来像3 安全で快適な生活のある便利なまち	
<p>【重点プロジェクト・主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全安心のまちプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・既存市街地の環境整備 ・防災対策の強化 ・交通安全・防犯対策の強化 ○交通ネットワーク整備プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路北四番丁大衡線の整備 ・県道吉岡塩釜線及び県道大和松島線の整備 ・都市計画道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通サービス拡充プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・高速バスの充実 ・路線バスの充実 ・町民バスの充実

出典：「大和町第四次総合計画」（平成21年3月 大和町）

4) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市では、仙台市総合計画における環境面の部門計画として、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」を策定している。

「杜の都環境プラン」では、目指すべき環境都市像と4つの分野別の環境都市像を掲げ（表3.2.6-23参照）、それらを実現するための目標と施策をまとめている。また、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の配慮の指針」（表3.2.6-24参照）を示している。

表3.2.6-23 「杜の都環境プラン」における目指す環境都市像

【環境都市像】 「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台		
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを楽しむことができる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン」（平成23年3月 仙台市）

表3.2.6-24 「杜の都環境プラン」における開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン」（平成23年3月 仙台市）

5) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市では、仙台市基本構想や基本計画、さらには仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的に「仙台市都市計画マスタープラン」を策定している。計画期間は、平成24年度から平成32年度までの10年間と定めている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」を掲げ、この目標像を実現するために、今後取り組む5つの基本的な方向と15の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している。

また、都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針を定めており、都市空間を形成する土地利用の基本方針を「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の3つに区分して定めるとともに、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針を定めている。

なお、計画地は「市街地ゾーン（工業・流通・研究区域）」に位置する。

表3.2.6-25 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向

【都市づくりの目標像】		杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市
都市づくりの 基本的な方向	土地利用	自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図る。
	交通	公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図る。
	防災・環境	災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図る。
	緑・景観	都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図る。
	市民協働	きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成24年3月 仙台市）

表3.2.6-26 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる方針・施策の展開の方向

基本的な方向	方針	施策の展開の方向
土地利用	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都市交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都市空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
	拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
	良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
	郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
交通	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
	便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
	環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
防災・環境	災害に強く安全で安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	エネルギー不可の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築
緑・景観	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
市民協働	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
	市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成24年3月 仙台市）

6) 仙台市みどりの基本計画

仙台市では、杜の都の環境をつくる条例第10条において、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めなければならないと規定していることから、平成24年度から平成32年度までを計画期間とする「仙台市みどりの基本計画」を策定している。

「仙台市みどりの基本計画」ではひらがなで「みどり」と表記されており、その種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされている。また、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、基本理念の「百年の杜」を実現するため、表3.2.6-27に示すみどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。

また、仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」を、緑地法において基本計画に定めることとしている緑化重点地区に指定し、緑化の推進を図っている。

計画地は、これらの緑化重点地区に該当していない。

表3.2.6-27 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
安全・安心のまちづくり	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の保全・再生	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の向上	街のみどり充実プロジェクト 魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	みどりの地域資源活用プロジェクト 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の推進	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）

7) 仙台市地球温暖化対策推進計画

「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、平成22年度をもって計画期間満了のため、次期計画の改定作業を進められていたが、東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定作業が中断されていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業が再開されている。なお、改定作業の中断以前の平成23年1月に示された中間案の概要は、表3.2.6-28のとおりである。

表3.2.6-28 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成 32）年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005（平成 17）年度比で 25%以上削減 ※長期的には 2050（平成 62）年度に 80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・ 自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・ 杜の都の緑の資源の確保 ・ 気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・ 適正な配置や構造の誘導 	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・ 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進 	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ機器の普及・利用促進 ・ 再生可能エネルギーの利用拡大 ・ 建築物の省エネ化 ・ フロン類等の排出削減の徹底 	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R の推進、焼却処理量の削減 ・ 廃棄物処理における温室効果ガスの削減 	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・ 低炭素な技術・産業の育成 	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 緑の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー（再生可能エネルギー）のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」、人との「輪(わ)」、人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の模範となる率先した取り組み→新・仙台環境行動計画により推進 ・ 低炭素化の視点からのまちづくり ・ 必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・ 低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理 ・ 庁内の横断的連携 ・ 国・県等との連携による推進 ・ 計画の内容に応じた適切な評価 ・ 中間見直し ・ 市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり（例えば基金など）の検討 ・ 実効性ある取組み推進のための条例の制定の検討 	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」（平成23年1月 仙台市）

